

第2期

守谷市子ども・子育て支援事業計画
(案)

令和 年 月

守谷市

目次

第1部 計画策定に当たって	1
第1章 計画の基本的性格	1
1 計画策定の背景・趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	2
3 計画の期間.....	3
4 策定体制.....	4
第2章 計画の基本的考え方	5
1 計画の基本理念.....	5
2 基本的視点.....	6
3 本計画における施策と主な取組.....	7
第2部 守谷市における子ども・子育て支援の現状	13
第1章 子どもと家庭を取り巻く現状	13
1 守谷市の人口・世帯の状況.....	13
2 守谷市の子育て家庭を取り巻く現状.....	20
第2章 子ども・子育て支援事業の現状	24
1 教育・保育サービス利用の現状.....	24
第3章 子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査の結果	28
1 調査実施の概要.....	28
2 調査結果（概要）.....	28
第3部 守谷市子ども・子育て支援事業計画の概要	35
第1章 制度の概要	35
1 制度の全体像.....	35
2 保育認定について.....	40
第2章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計	42
1 推計の手順.....	42
2 家庭類型（現状・潜在）.....	43
3 施設型給付・地域型保育給付の展開に当たっての考え方.....	45
4 教育・保育量の見込み.....	46
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み.....	47
第4部 施設型・地域型保育給付等事業計画	49
第1章 施設型給付・地域型保育給付	49
1 1号認定（教育ニーズ）.....	49
2 2号認定（保育ニーズ）.....	50
3 3号認定（保育ニーズ）.....	50

第5部 地域子ども・子育て支援事業計画	51
第1章 相談支援	51
1 利用者支援事業	51
2 地域子育て支援拠点事業	52
第2章 訪問系事業	53
1 乳児家庭全戸訪問事業	53
2 養育支援訪問事業	54
第3章 通所系事業	55
1 子育て短期支援事業	55
2 一時預かり事業	56
3 延長保育事業	58
4 病児・病後児保育事業	59
5 放課後子ども総合プラン	60
第4章 その他の事業	62
1 ファミリー・サポート・センター事業（就学児）	62
2 妊婦一般健康診査事業	63
3 実費徴収に係る補足給付を行う事業	63
4 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	63
第6部 計画の推進体制	65
第1章 計画の推進体制	65
1 計画の推進	65
2 計画の進行管理	65
付属資料	67
1 守谷市保健福祉審議会委員名簿	67
2 守谷市保健福祉審議会子ども・子育て分科会委員名簿	68
3 守谷市子ども・子育て支援事業計画策定経過	69
4 子ども・子育て支援法に基づく基本指針（抜粋）	71
5 用語集	72

第 1 部 計画策定に当たって

第1部 計画策定に当たって

第1章 計画の基本的性格

1 計画策定の背景・趣旨

少子化の急速な進行や核家族化、また、地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域の子育てをめぐる環境の変化が指摘されています。そのため、子育てのしやすい環境を整備し、地域の子ども・子育て支援を充実するとともに、次の世代を担う子どもたちが健全に成長できる社会を目指す必要があります。

このような子どもや子育てをめぐる社会的背景のもと、国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立し、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援を充実することを目的とした「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から開始されました。加えて、平成26年4月には「次世代育成支援対策推進法」の有効期間が10年間延長され、地方公共団体及び企業における子育て環境の整備の取組、そして行動計画の策定を継続していくことが規定されました。

市では、それらの法を根拠として、平成27年3月に、「子どもが心豊かにのびのび育ち親が子どもを安心して育てることができるまち・守谷」を基本理念に掲げ、安心して子どもを産み育てていける環境づくりや市の子育て支援策を総合的に推進する「守谷市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第1期計画」という。）を策定し、計画的に事業を進めてまいりました。また、計画期間の中間年度に当たる平成29年度には、人口動向や教育・保育ニーズ、事業実績などを踏まえ、中間の見直しを行いました。

その後、国では、平成30年9月に、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、厚生労働省と文部科学省の連携のもと、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、全ての小学生児童の安全・安心な居場所の確保を図るための目標を設定しました。また、「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針2018」を踏まえ、子育て世帯の負担感を和らげ、少子化対策につなげるための幼児教育・保育の無償化が、令和元年10月から始まりました。

本計画は、平成27年度から取り組んできた第1期計画が令和元年度で終了することを受け、国の法や方針に基づいて、今後5年間の子ども・子育て支援施策に取り組むべき事項を定めるものです。本計画を策定することにより、関連する計画との整合性や調和を図りながら、柔軟で総合的な子ども・子育て支援の充実に努めてまいります。

2 計画の位置付け

(1) 法的な位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

策定に当たっては、子ども・子育て支援法第60条に基づき、内閣総理大臣が定める、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための「基本指針」を踏まえています。

【子ども・子育て支援法】

(基本指針)

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

また、次世代育成支援対策推進法の趣旨を踏まえつつ、「市町村子ども・子育て支援事業計画」だけの枠組みにとらわれない、幅広い子ども・子育て支援の方向性を示すものであり、「守谷市次世代育成支援対策行動計画」（前期計画・後期計画）の理念等を継承する計画として策定します。

【次世代育成支援対策推進法】

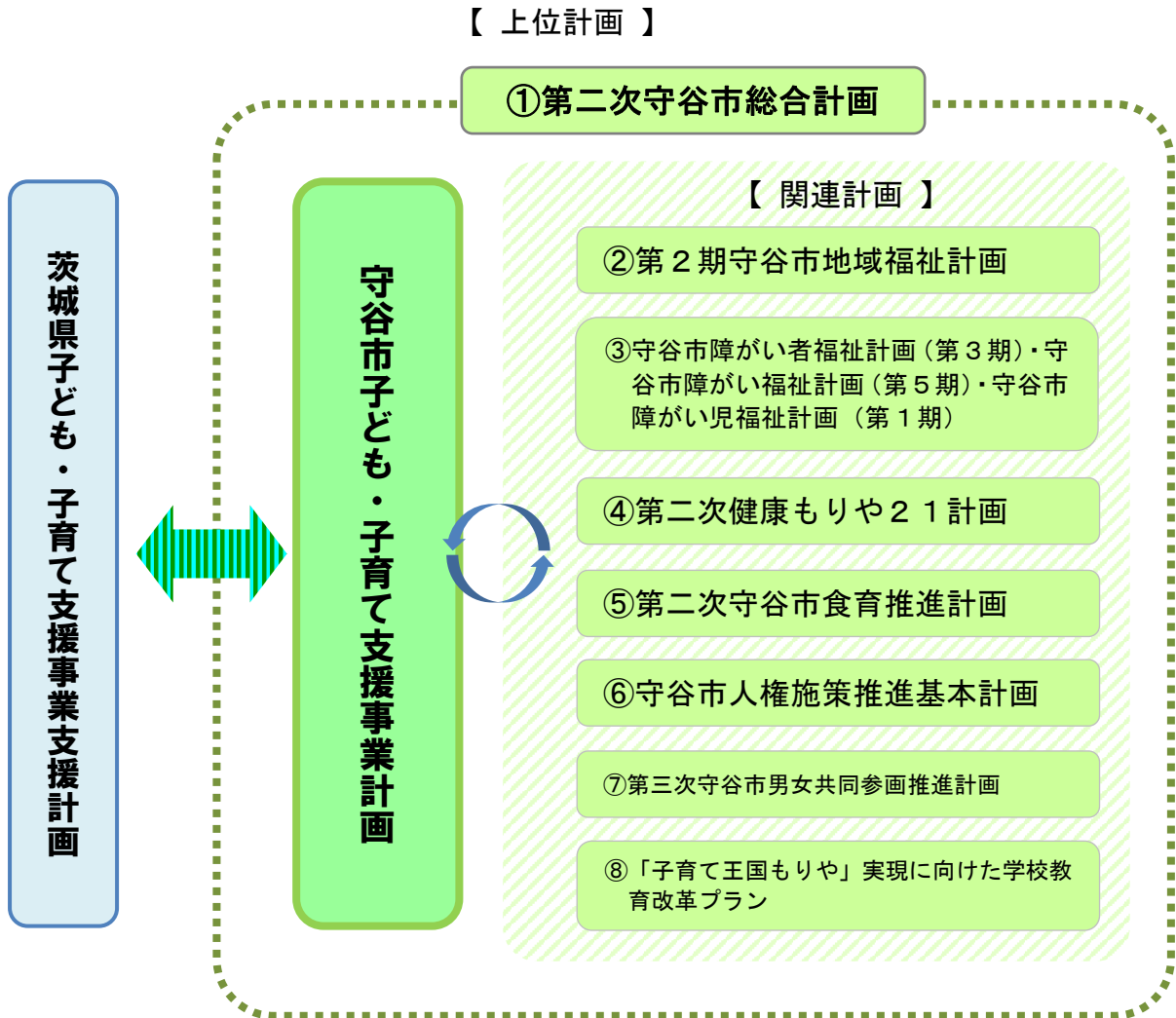
(市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

(2) 関連計画との位置付け

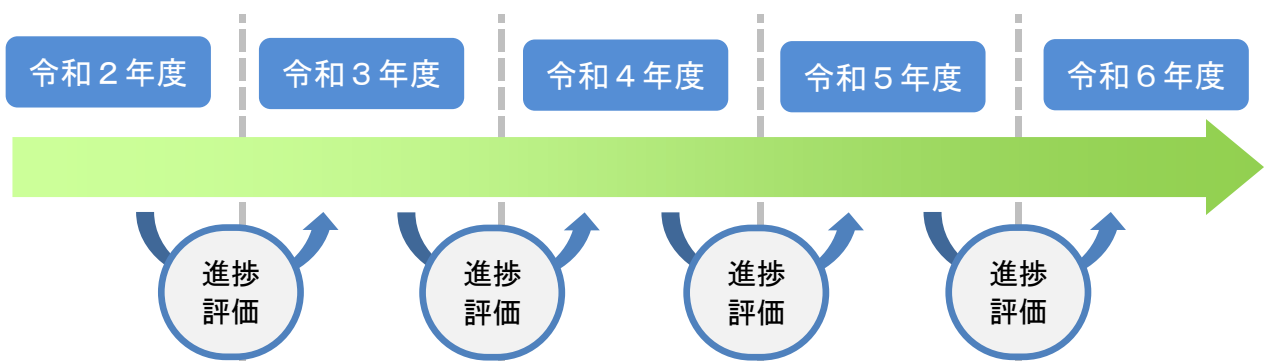
市の上位計画となる「第二次守谷市総合計画」を踏まえるとともに、その他関連する福祉や教育等の計画とも整合性をもたせて策定しています。

さらに、茨城県子ども・子育て支援事業支援計画とも整合性を図っています。



3 計画の期間

本計画は、5年を1期とし、令和2年度から令和6年度までを計画期間とします。



※計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、必要に応じて計画期間中に見直しを検討します。

4 策定体制

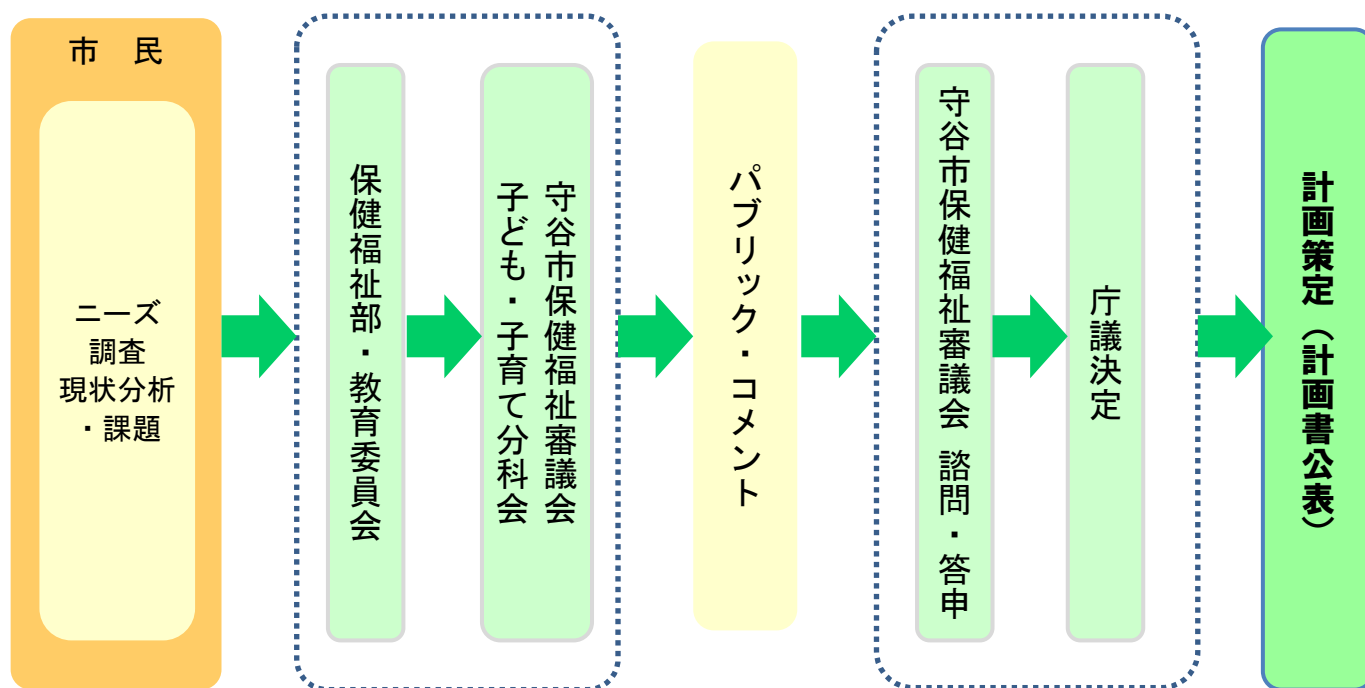
本計画の策定に当たり、専門家の意見や市民の幅広い意見を反映させるため、守谷市保健福祉審議会委員の中から組織した「守谷市保健福祉審議会子ども・子育て分科会」を設置し、計画内容について検討しました。

さらに、市の子ども・子育て支援対策に関するさまざまな基礎的データを収集するため、平成31年1月から2月に、市内の子育て家庭の意向を調査し、今後見込まれるニーズを把握するとともに、計画策定のための参考としました。

(予定)

また、計画の素案がまとまった段階で、市民の皆様から広くご意見をいただくため、令和2年1月 日から令和2年2月 日にかけてパブリック・コメントを実施し、ご意見を計画に反映しました。

■計画の策定体制図



第2章 計画の基本的考え方

1 計画の基本理念

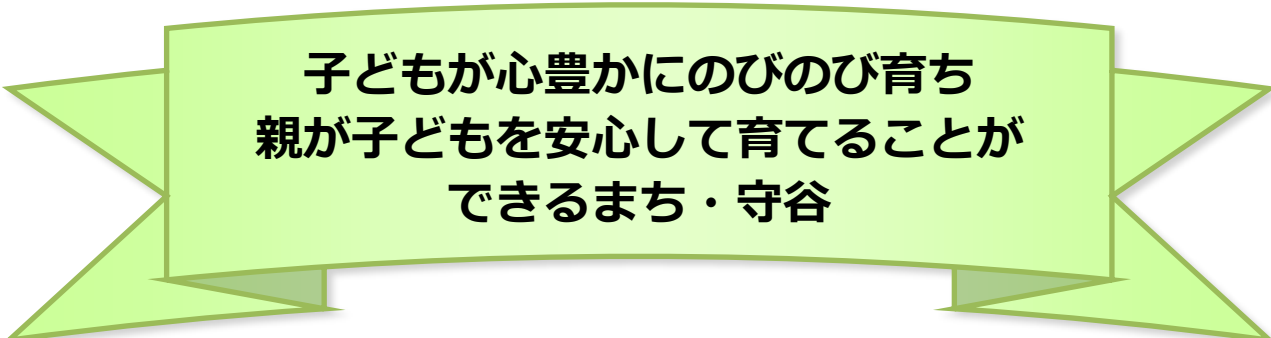
「子ども・子育て支援新制度」では、市町村は子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズを踏まえ、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に実施することが求められています。

未来を担う子どもたちは、人と人を結ぶかけがえのない存在であり、その成長していく輝きは次代への希望のひかりです。

第1期計画では、「守谷市次世代育成支援対策行動計画」（後期計画）の基本理念を受け継ぎ、「子どもが心豊かにのびのび育ち 親が子どもを安心して育てることができるまち・守谷」を基本理念としました。

この基本理念は、本市の将来を描くものであり、「第二次守谷市総合計画」における「政策2 健やかに暮らせるまち」の「施策 子育て支援の充実」が目指す姿と合致しています。そして、計画策定後数年を経過し、子どもを取り巻く環境が変化する中でも、私たちみんなが望む普遍的かつ基本的な考え方にほかならないと考えられます。

そのため、本計画においては、これまで掲げてきた基本理念とこれまで進めてきた取り組みを発展的に継承し、子どもたちが、健やかに生まれ、そして心豊かにのびのびと成長していくとともに、親がいきいき子育てできる地域社会を築いていくまちの実現を目指して、引き続き「子どもが心豊かにのびのび育ち 親が子どもを安心して育てることができるまち・守谷」を計画の基本理念に掲げるものとします。



**子どもが心豊かにのびのび育ち
親が子どもを安心して育てることが
できるまち・守谷**

2 基本的視点

本計画は、「基本指針」に示された必須記載施設・事業を中心に計画化するものですが、基本理念を実現するためには、子ども・子育てについての幅広い視点を意識しておく必要があります。

平成26年4月に有効期間が10年間延長された「次世代育成支援対策推進法」に基づく「行動計画策定指針」には、9つの視点が明確化されており、その幅広い視点を本計画の基本的視点に設定するものとします。

1 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮します。子育ては男女が協力して行うべきものという視点に立って取り組みます。

2 次代の親づくりという視点

子どもが豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるように、長期的な視野に立った子どもの健全育成に取り組みます。

3 サービス利用者の視点

多様な個別のニーズに応えられるように柔軟かつ総合的に取り組みます。

4 社会全体による支援の視点

企業や地域社会を含む、さまざまな担い手の協働の下に対策を進めていきます。

5 仕事と生活の調和実現の視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現するよう取り組みます。

6 全ての子どもと家庭への支援の視点

福祉的援助を必要とする子どもや、虐待を受けた子どもなどに十分に配慮し、広く全ての子どもと家庭を支援します。

7 地域における社会資源の効果的な活用の視点

市民、NPO、子育てサークル、企業など地域全体が取り組むべき課題として、協働して子育て家庭を見守り、支援する視点で取り組みます。

8 サービスの質の視点

サービス供給量の確保とともに、サービスの質を確保します。また、サービスに関わる人材の資質の向上を図ります。

9 地域特性の視点

人口構造、産業構造、社会環境などの状況を踏まえて、市が主体的に取り組まします。

3 本計画における施策と主な取組

市では、子どもの発達段階と発育環境に着目して、「子どもと子育て家庭への支援の充実」「子どもの教育・保育の充実」、「子どもの成長環境の充実」の3つを施策の柱とし、主な取組を進めていきます。

施策	主な取組	
(1) 子どもと子育て家庭への支援の充実	①母子保健事業	★
	②利用者支援事業	★
	③医療費助成及び経済的支援	
	④養育支援訪問事業	★
	⑤子育て短期支援事業（ショートステイ）	★
	⑥子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	★
	⑦地域子育て支援拠点事業	★
	⑧一時預かり事業	★
	⑨相談事業	
(2) 子どもの教育・保育の充実	①教育・保育施設の確保及び保育サービスの充実	★
	②延長保育事業	★
	③外国にルーツを持つ幼児への支援・配慮	
	④障がい児保育事業の充実	
	⑤こども療育教室	
	⑥病児・病後児保育事業	★
	⑦放課後子ども総合プラン	★
	⑧小学校サタデー学習支援教室	
	⑨保幼小中高一貫教育推進事業	
	⑩スクールカウンセラー配置事業	
	⑪インクルーシブ教育の実践	
	⑫道徳教育の充実	
	⑬中高生保育体験及び子育てボランティアの充実	
(3) 子どもの成長環境の充実	①子どもの防犯対策の充実	
	②通学補助員の配置	
	③自転車通学用ヘルメット購入補助事業	
	④遊び場・居場所の提供	
	⑤いじめ防止対策	
	⑥児童虐待防止対策	

★…子ども・子育て支援法に規定された法定事業であることを表しています。

この印が付いている事業については、第4部及び第5部に量の見込みと確保方策を記載して年度別の需給計画を明らかにしています。

(1) 子どもと子育て家庭への支援の充実

【主な取組内容】

①母子保健事業 <保健センター，子育て世代包括支援センター>

▶ 母子健康手帳交付

妊娠届出時に市役所（子育て世代包括支援センター）で交付しています。
交付時にアンケートや健康相談を実施しています。

▶ 妊産婦一般健康診査事業

母子健康手帳発行時に「妊産婦一般健康診査受診票」を発行し，健康診査費用の助成を行っています（妊婦14回，産婦2回）。

▶ 母親学級・両親学級

保健センターにおいて，妊娠中の過ごし方，出産に当たっての心構えや産後の育児方法，沐浴の方法などを学びます。

▶ 乳児家庭全戸訪問事業

保健センターの保健師等又は母子保健推進員が，生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問し，育児上必要な情報の提供と，養育環境の把握を行います。市では，「こんにちは赤ちゃん訪問」という名称で実施しています。

▶ 乳幼児健康診査事業

9～11か月で1回，指定医療機関で乳児健診を実施しています。

産科医療機関にて新生児の入院中，また外来において診査した新生児聴覚検査費用の一部の助成を行っています（新生児聴覚健康診査）。

▶ 乳幼児健診

3～4か月児健診，1歳6か月児健診，3歳5か月児健診を定期的に行っています。その際には，発育・発達のチェック，子育て相談などを行っています。

②利用者支援事業 <子育て世代包括支援センター>

妊婦及び乳幼児とその保護者の子育てに関する個別ニーズを把握し，必要な情報の提供や相談対応，関係機関の利用支援等を行っています。

③医療費助成及び経済的支援

▶ 守谷市医療福祉費支給制度（マル福） <国保年金課>

医療保険を使って医療機関などにかかった場合，窓口で支払う自己負担分の費用を一部助成する制度です。マル福は茨城県と市町村が一体となって助成を行っています。

▶ すこやか医療費助成制度 <国保年金課>

守谷市医療福祉費支給制度の所得要件を超えた場合に、窓口で支払う自己負担分の費用を守谷市が独自に助成を行っています。また、中学生の外来・調剤分の助成や妊産婦の対象疾病拡大も行っています。

▶ 要・準要保護児童就学援助費制度 <学校教育課>

経済的な理由で就学が困難な児童の保護者に対し、学用品、通学用品、校外活動、学校給食、学校病医療等の費用の援助を行っています。

▶ 特別支援教育就学奨励費制度 <学校教育課>

特別支援学級に在籍する児童の保護者で、就学奨励費の支給を希望し、かつ所得が基準額内に該当する世帯に対して、学用品、通学用品、校外活動、学校給食等の費用の援助を行っています。

▶ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 <児童福祉課>

保育所等を利用する世帯の所得状況等に応じて、日用品、学用品その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成しています。

④養育支援訪問事業 <児童福祉課>

様々な原因で養育が困難になり、養育支援が特に必要と認められる家庭の乳幼児及びその養育者に対して具体的な育児に関する技術指導や養育者の精神的な支援等を一定期間行う事業です。

⑤子育て短期支援事業（ショートステイ） <児童福祉課>

保護者が疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により、児童の養育が困難となった場合等に、養護施設で一時的に養育します。

⑥子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター） <地域子育て支援センター>

市が設置するファミリー・サポート・センターが、育児の援助を受けたい者（利用会員）と、育児の援助を行いたい者（サポーター会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施します。相互援助活動には、子どもの預かりや送迎などがあります。

⑦地域子育て支援拠点事業 <地域子育て支援センター>

専門職員による子育て支援のための相談事業、講座の開催、遊び場の提供、サークル活動支援の充実を図ります。

⑧一時預かり事業 <児童福祉課>

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かる場所の充実を図ります。

⑨相談事業

保護者の子育て不安や心配，孤立感を軽減できるよう，下記の相談の場を周知したり，子育て支援情報を提供します。

- ▶ 育児相談 <子育て世代包括支援センター，保健センター，公立保育所>
- ▶ 子どもや保護者の健康や心の相談 <保健センター>
- ▶ 児童相談 <家庭児童相談室>
- ▶ 発達相談 <保健センター，こども療育教室>
- ▶ 教育相談 <守谷市総合教育支援センター>

(2) 子どもの教育・保育の充実

【主な取組内容】

①教育・保育施設の確保及び保育サービスの充実 <児童福祉課>

▶ 待機児童解消に向けた対策

待機児童の解消に向け，令和2年度に民間保育所を2園開所し，令和3年度に民間保育所を4園開所を予定しております。

▶ 教育・保育サービスの充実

安心して仕事と子育ての両立ができるように幼稚園や保育所，認定こども園などの教育・保育サービスの質的向上を図ります。

令和2年度の入所申込みに係る入所申請書の見直しを行いました。今後も入所書類等の簡略化に努め，情報提供の充実を図ります。

②延長保育事業 <児童福祉課>

保育認定を受けた児童を通常の利用日及び利用時間以外の日時において，保育所，認定こども園等で保育を行います。

③外国にルーツを持つ幼児への支援・配慮 <児童福祉課>

関係部署と連携を図り，適切な配慮ができるよう努めます。

④障がい児保育事業の充実 <児童福祉課>

保育所等に看護師等の配置を行うことにより，医療的ケア児及び発達に心配のあるお子さんを受け入れられるよう体制整備に努めます。

⑤こども療育教室 <社会福祉課>

個別指導・集団指導・各種相談など，発達に遅れや心配のある幼児に対する療育の充実を図ります。

⑥病児・病後児保育事業 <児童福祉課>

病気の回復期又は回復期ではないが症状が安定している状態の児童について、保護者が働いている等の理由により、家庭での保育や集団保育が困難な場合に、病院等に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育しています。

⑦放課後子ども総合プラン <生涯学習課>

「放課後子ども教室事業（子ども教室）」及び「放課後児童健全育成事業（児童クラブ）」を一体的、又は連携して実施する総合的な放課後対策であり、教育委員会が主導して推進しています。

令和2年度から年末年始等の開所日を拡大します。（放課後児童健全育成事業）

⑧小学校サタデー（土曜日）学習支援教室 <指導室>

小学4～6年生までの児童で、当該児童及びその保護者が学習支援教室の利用を希望し、かつ、基礎的・基本的な学習支援が必要な児童の個別指導を実施しています。（学習場所：守谷中学校）

⑨保幼小中高一貫教育推進事業 <指導室>

保幼小中高の切れ目のない連携による、授業や行事等の交流を図っています。

⑩スクールカウンセラー配置事業 <指導室>

各小中学校に対し、茨城県から、2か月に数回スクールカウンセラーを派遣して児童や保護者の相談対応を実施しています。

⑪インクルーシブ教育の実践 <指導室>

「合理的な配慮」の提供が必要とされるインクルーシブ教育システムが全中学校区に広がり、ユニバーサルデザインの考えを取り入れた授業づくりを実践しています。

⑫道徳教育の充実 <指導室>

市の道徳教育目標である「共に生きる」思いやりの心を持ち、個性を尊重し合いながらよりよい生き方を目指すことのできる児童生徒を育成するために、中学校区ごとの道徳教育計画に基づき、道徳教育の充実を図ります。

⑬中高生保育体験及び子育てボランティアの充実 <土塔中央保育所・北園保育所>

中高生の保育体験、夏休み期間中の子育てボランティアを受け入れ、乳幼児とのふれあいを通して、新しい家庭をもち命を育てていくことの大切さを学ぶ機会を提供しています。

(3) 子どもの成長環境の充実

【主な取組内容】

①子どもの防犯対策の充実 <交通防災課>

防犯関係団体，警察官OB，市職員等による防犯パトロール，自治会等による地域防犯パトロールや通学時の見守り等により，子どもの防犯対策の充実を図ります。また，犯罪や危険から身を守るため，子どもの緊急避難場所となる「子ども110番の家」の登録数を増やします。

②通学補助員の配置 <学校教育課>

登校時の市立小学校の児童を交通事故から守り，安全に登校させ，また，児童の交通ルール，マナーの向上を図っています。

小学校の通学路の交通危険箇所（交差点等）に通学補助員を配置し，交通誘導を行っています。

③自転車通学用ヘルメット購入補助事業 <学校教育課>

自転車通学の生徒が着用する通学用ヘルメットの購入費の一部を負担し，着用の徹底を図ります。また，着用を徹底することにより交通安全への意識付けを行っています。

④遊び場・居場所の提供

▶ 公園維持管理事業 <建設課>

公園内にある遊具，トイレ等が安心・安全に使用ができるよう維持管理に努めています。

▶ 児童厚生施設事業の充実 <児童福祉課，南守谷児童センター，北守谷児童センター，守谷駅前親子ふれあいルーム>

0～18歳までの児童とその保護者に対して，児童が安心して遊べる場を提供し，健康の増進と豊かな情操の発達を促し，児童の健全な育成を図ります。

また，保護者同士の交流の場や子育てに関する情報を提供して子育て支援を行うとともに，地域の高齢者との異世代交流等，地域と連携した行事開催を通して，地域コミュニティの育成を図ります。

⑤いじめ防止対策（いじめの未然防止，いじめの早期発見） <指導室>

いじめ対策を総合的かつ効果的に推進するため，守谷市いじめ防止基本方針のもと，いじめ対策組織を整備し，早期対応，早期解決に努めます。

⑥児童虐待防止対策 <児童福祉課>

子ども家庭総合支援拠点の整備を行い，福祉，保健，医療，警察などの関係機関により構成する守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会との連携を行い，虐待の早期発見，早期対応に努めます。

第 2 部 守谷市における子ども・子育て支援の現状

第2部 守谷市における子ども・子育て支援の現状

第1章 子どもと家庭を取り巻く現状

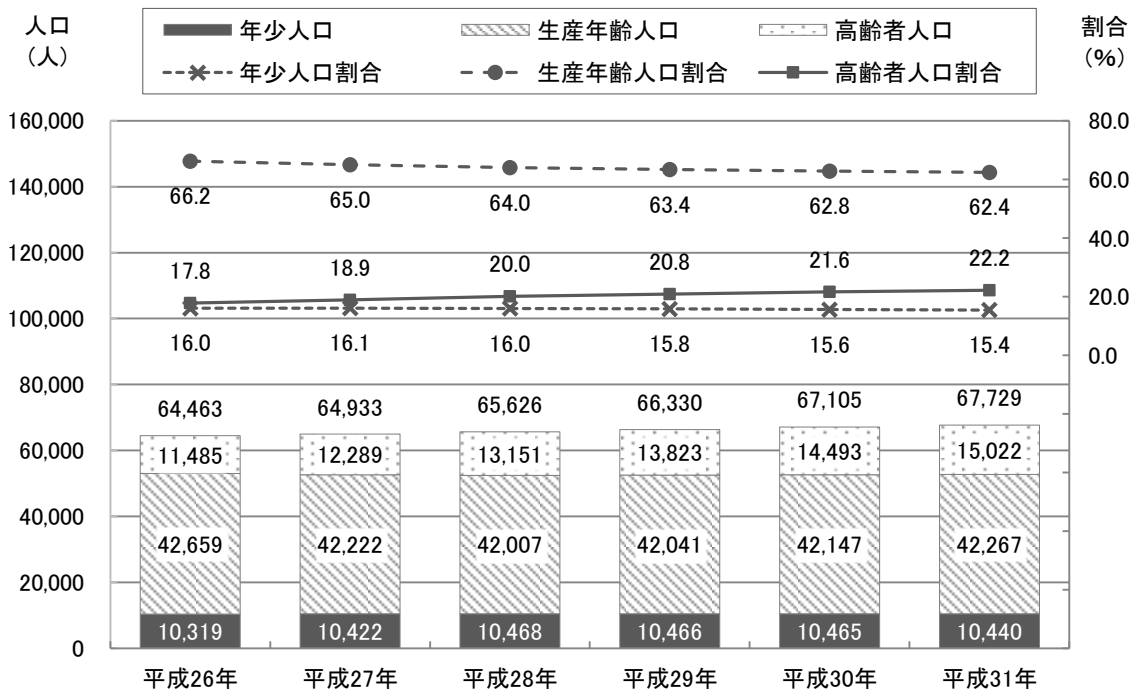
1 守谷市の人口・世帯の状況

(1) 人口

①人口の推移

市の人口は年々増加しており、平成28年に65,000人を超え、平成31年4月1日現在では67,729人となっています。

図表 総人口などの推移

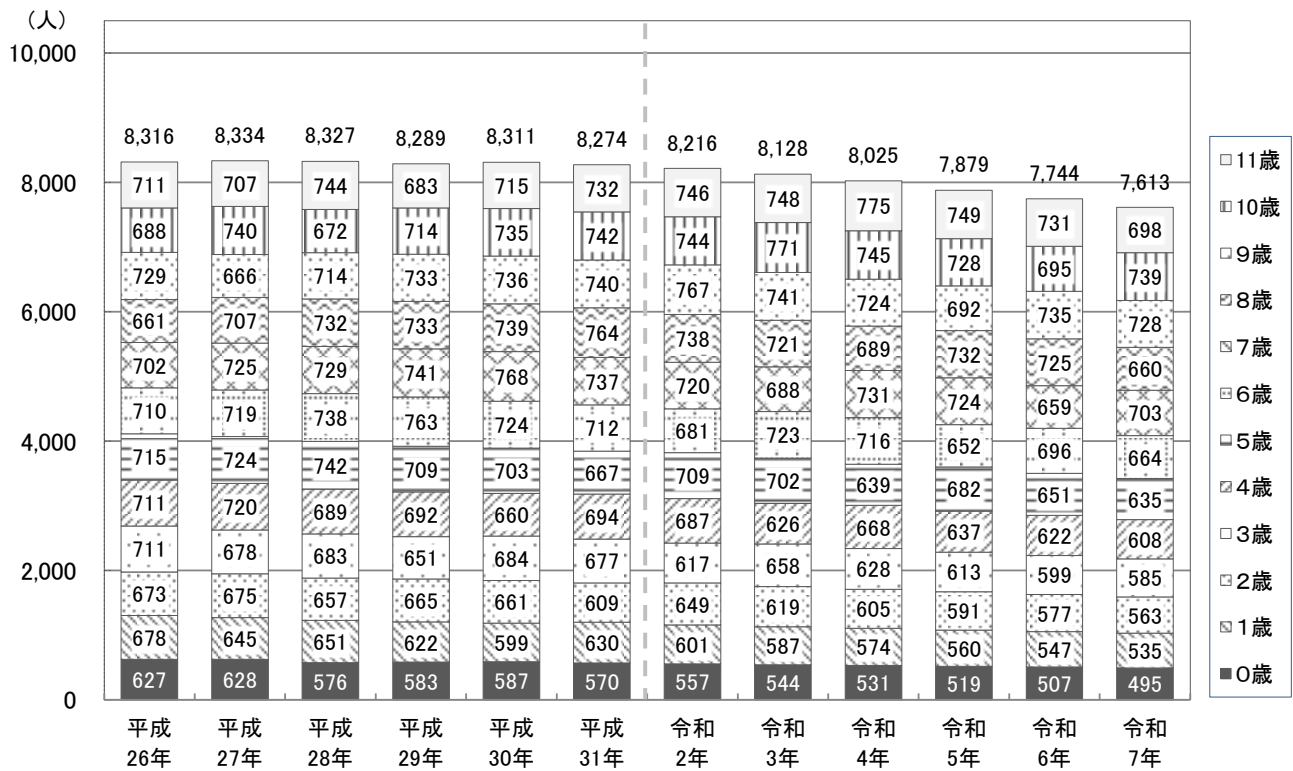


資料：住民基本台帳（外国人を含む）（各年4月1日現在）

②子どもの人口

子ども（11歳以下）の人口は平成27年まで増加傾向にありましたが、その後はおおむね減少傾向に転じ、平成31年で8,274人となっています。令和2年以降も減少は続き、令和5年には8,000人を下回ると見込まれます。

図表 子どもの人口の推移



図表 子どもの人口の推移（0～11歳，5歳刻み）

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
0～5歳	4,115	4,070	3,998	3,922	3,894	3,847	3,820	3,736	3,645	3,602	3,503	3,421
6～11歳	4,201	4,264	4,329	4,367	4,417	4,427	4,396	4,392	4,380	4,277	4,241	4,192
計	8,316	8,334	8,327	8,289	8,311	8,274	8,216	8,128	8,025	7,879	7,744	7,613

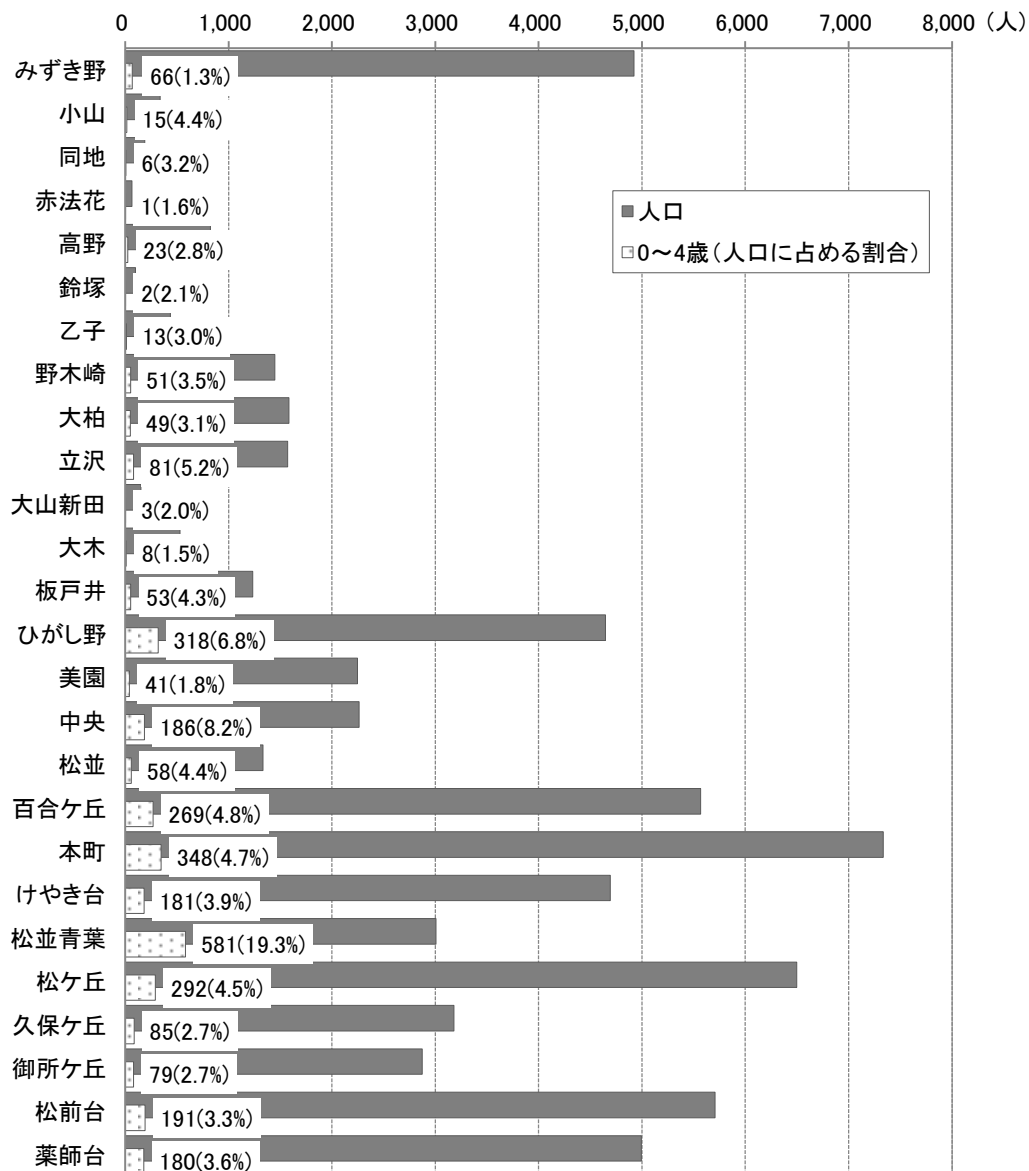
資料：令和元年までは住民基本台帳（外国人を含む）（各年4月1日現在），
令和2年以降は児童福祉課による推計

③地域別人口

地域別に0～4歳の人口をみると、ひがし野（318人）、本町（348人）、松並青葉（581人）が300人を超えて多くなっています。

また、0～4歳が人口に占める割合は松並青葉で19.3%と高くなっています。

図表 地域別人口



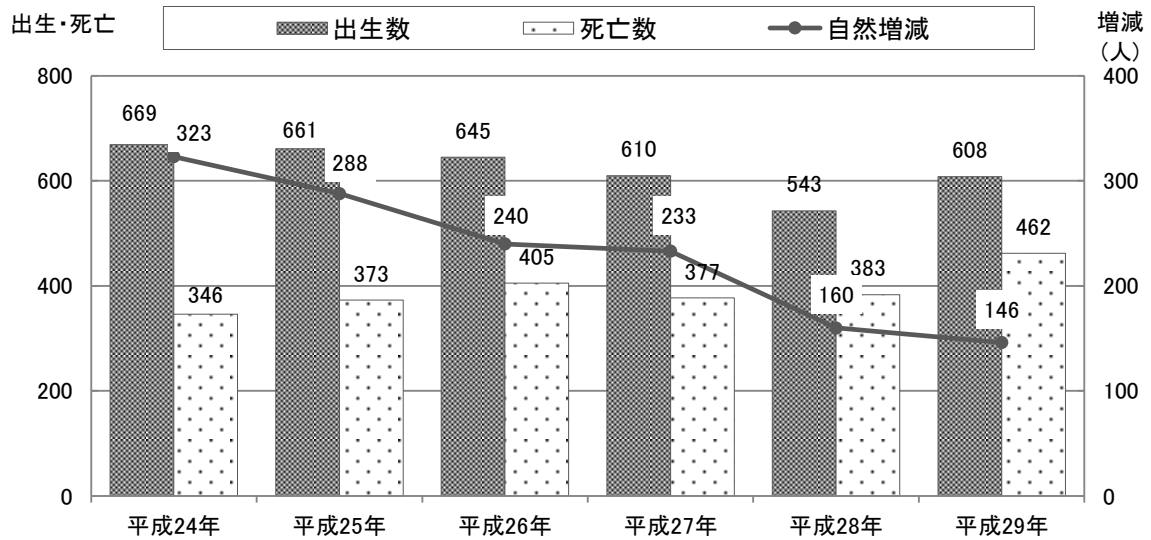
資料：住民基本台帳（平成31年4月1日現在）

④人口動態

出生数と死亡数の推移では、出生数が死亡数を上回って推移しており、その差である自然増減は年々縮まり、平成29年で146人となっています。

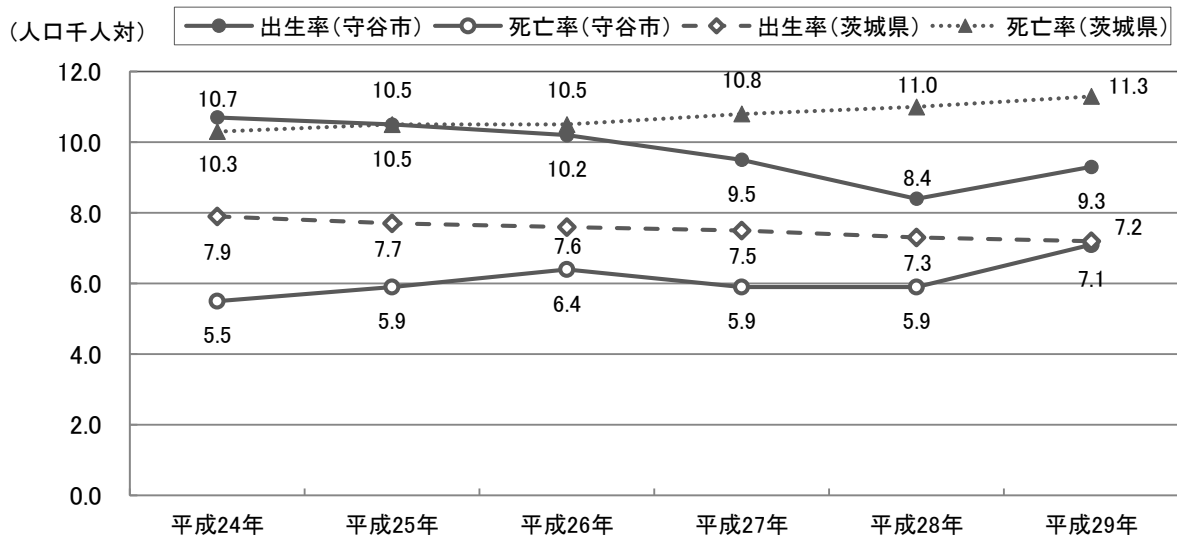
出生数と死亡数の推移では、出生率は県平均を上回って推移しており、平成24年から平成28年にかけて減少傾向にありましたが、平成29年に再び増加しました。一方、死亡率は県平均より4～5ポイント下回っています。

図表 人口動態の推移



資料：茨城県人口動態総覧

図表 出生率と死亡率の推移

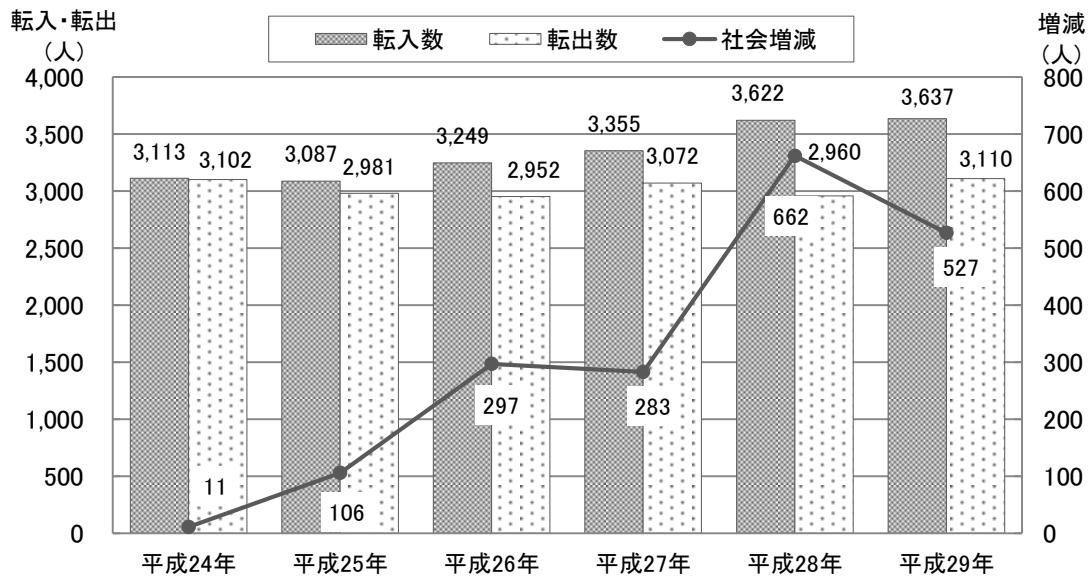


資料：茨城県人口動態総覧

⑤社会動態

転入数と転出数の推移では、転入数が転出数を上回って推移しており、その差である社会増減は、平成28年には662人と増加幅が一気に上向き、平成29年も527人となっています。

図表 社会動態の推移



資料：茨城県の人口（茨城県常住人口調査結果報告書）

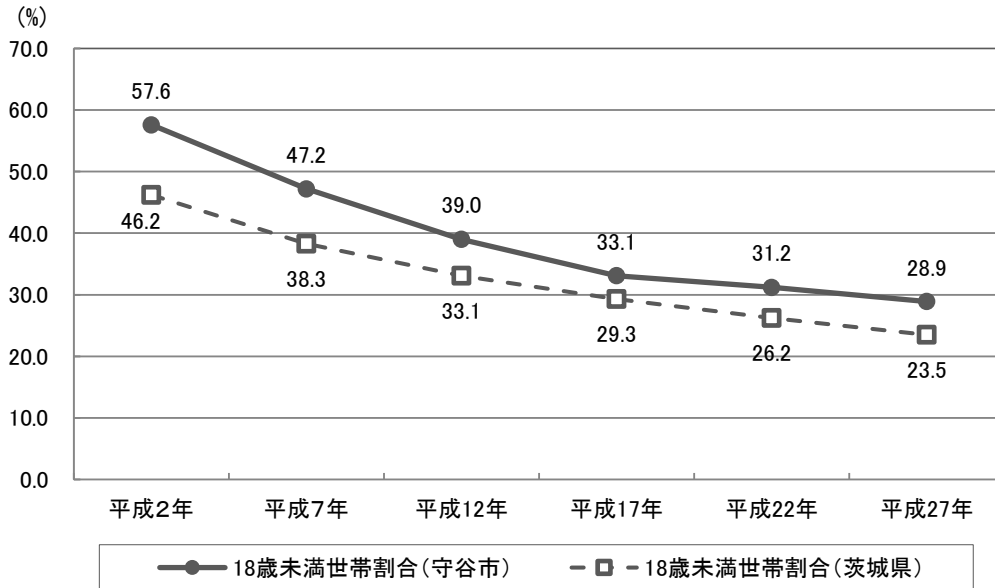
(2) 世帯

①子どもがいる世帯

一般世帯に占める18歳未満の児童がいる世帯の割合では、本市が県平均を上回った状態で、ともに減少傾向を示しており、平成2年の57.6%が平成27年では28.9%と28.7ポイント減少しています。

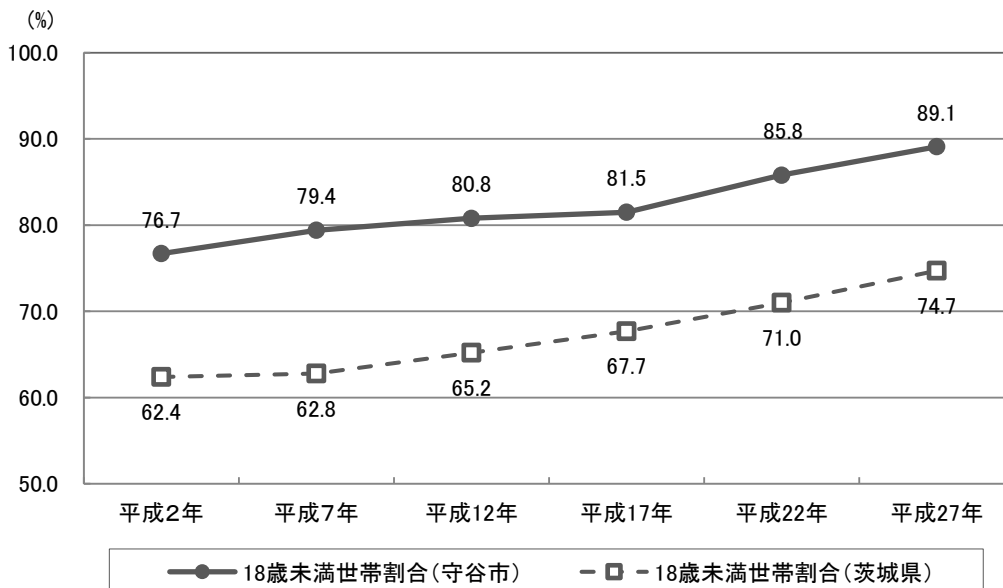
一方、18歳未満の児童がいる世帯に占める核家族の割合は増加傾向にあり、本市は県平均を上回って推移しています。

図表 一般世帯に占める18歳未満の児童がいる世帯割合



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

図表 18歳未満の児童のいる世帯数での核家族世帯割合

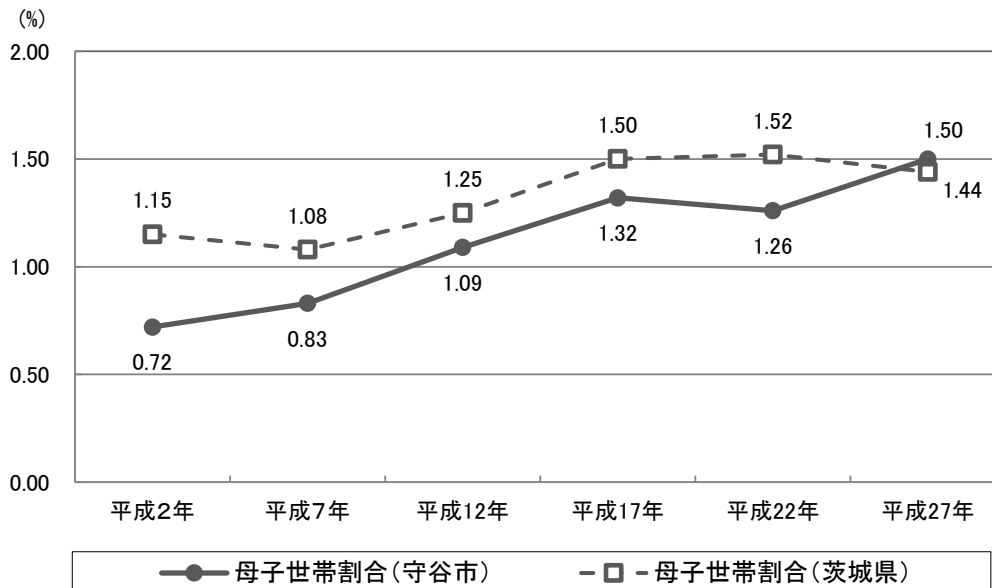


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

②母子世帯・父子世帯

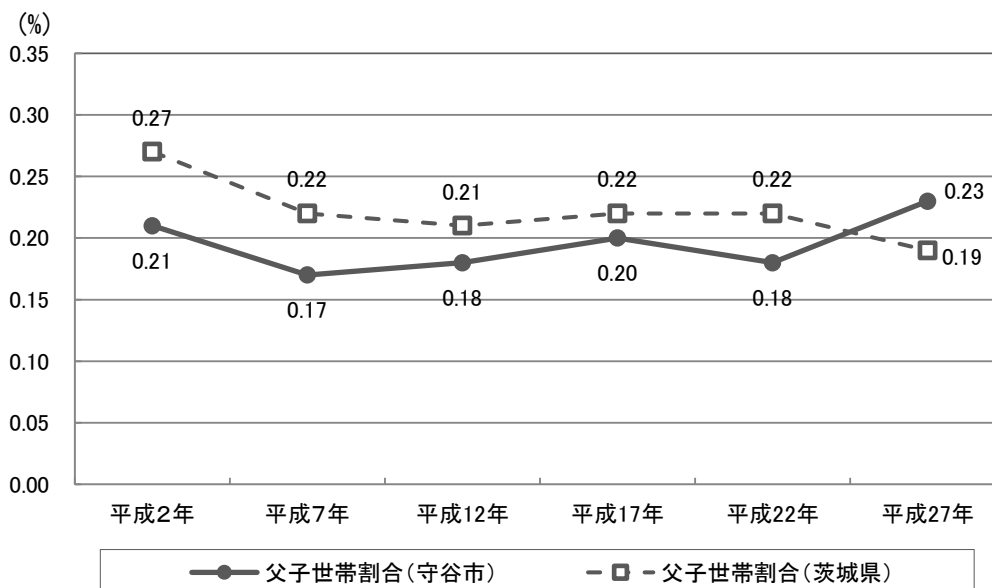
一般世帯数に占める20歳未満の子どもがいるひとり親世帯（母子世帯・父子世帯）の割合をみると、本市は母子世帯・父子世帯ともに平成22年まで県平均を下回っていましたが、平成27年には県平均を上回りました。

図表 一般世帯に占める20歳未満の子どもがいる母子世帯割合



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

図表 一般世帯に占める20歳未満の子どもがいる父子世帯割合



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

2 守谷市の子育て家庭を取り巻く現状

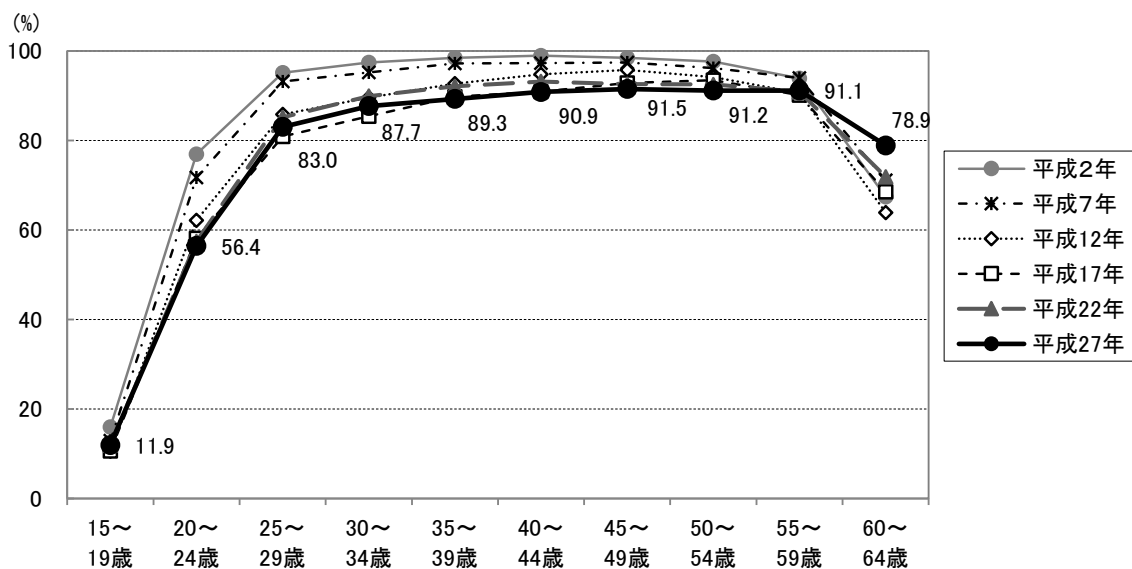
(1) 就労

① 就業率

男性の就業率は全世代で年ごとに低下している傾向がみられます。

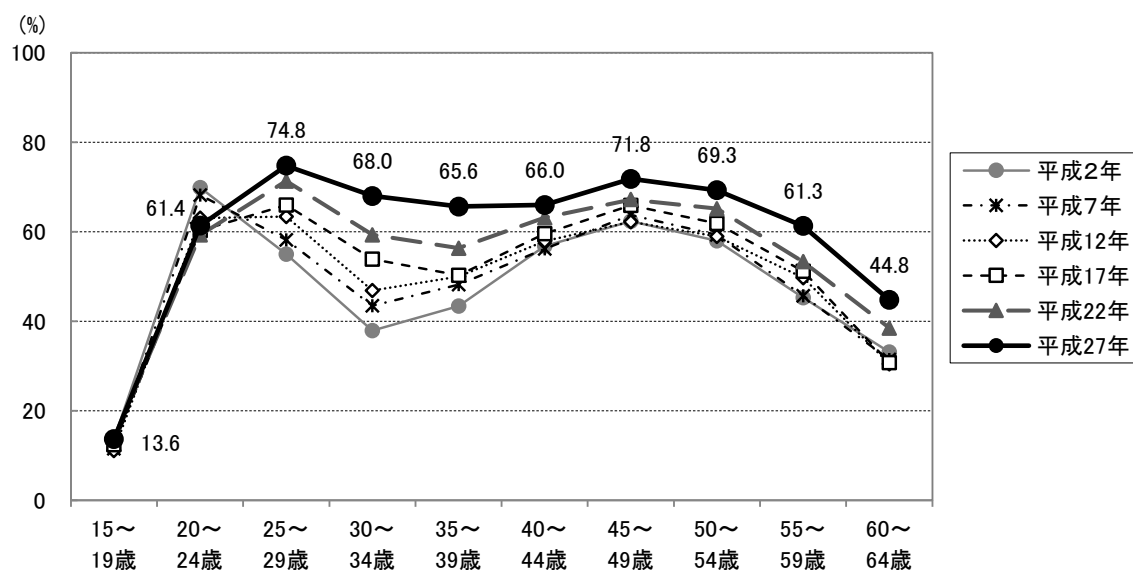
女性の就業率は、30代前後で就業率が下降するいわゆる「M字曲線」は年々差が小さくなっており、平成27年は25歳以上の全年代で過去の実績を上回っています。

図表 男性の就業率の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

図表 女性の就業率の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

②従業上の地位

15歳以上の就業者の従業上の地位をみると、男性は「正規の職員・従業員」が70.4%を占めています。女性は「正規の職員・従業員」は37.7%にとどまり、「パート・アルバイト・その他」が47.0%となっています。

図表 就業者の従業上の地位の割合

	15歳以上 就業者数 (人)	雇用者			役員	雇人の ある業主	雇人の ない業主	家族 従業者	家庭 内職者	不明
		正規の 職員・ 従業員	労働者 派遣 事業所の 派遣社員	パート・ア ルバイト・ その他						
男性	18,811	70.4	1.9	10.7	6.1	1.9	5.5	0.6	0.0	2.9
女性	13,432	37.7	4.0	47.0	2.1	0.5	3.1	3.2	0.1	2.2

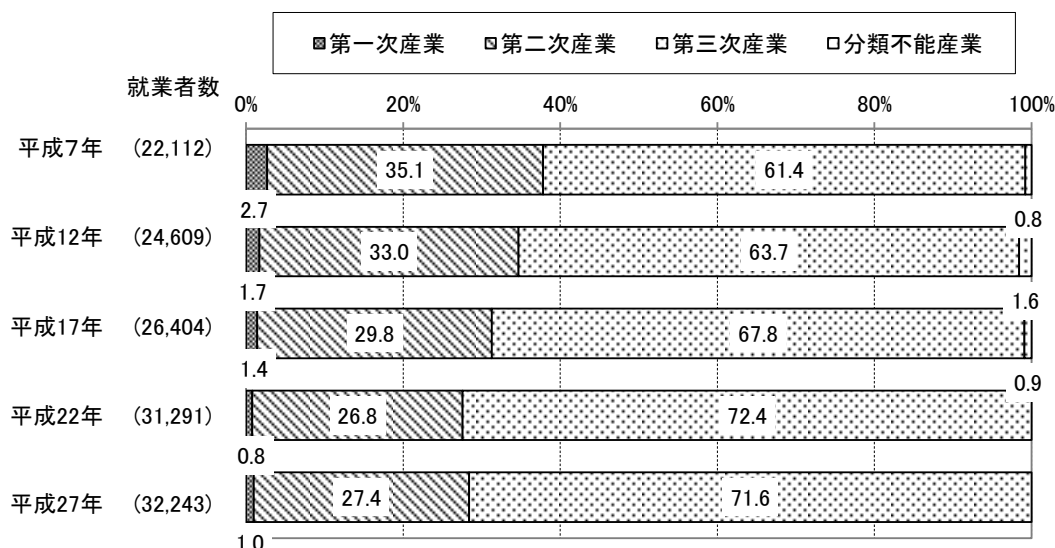
(%)

資料：国勢調査（平成27年10月1日現在）

③産業別就業者割合

産業別就業者割合は、第一次産業及び第二次産業就業者の割合が低下し、第三次産業就業者の割合が高くなっています。

図表 産業別就業者割合の推移



※平成22・27年は分類不能産業者を除いて算出している
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(2) 婚姻

①婚姻・離婚

婚姻件数は300件以上で推移しており、婚姻率は平成22年まで人口1,000人当たり6件台と県平均を上回っていましたが、平成23年から、婚姻率は人口1,000人当たり5件台で推移しています。

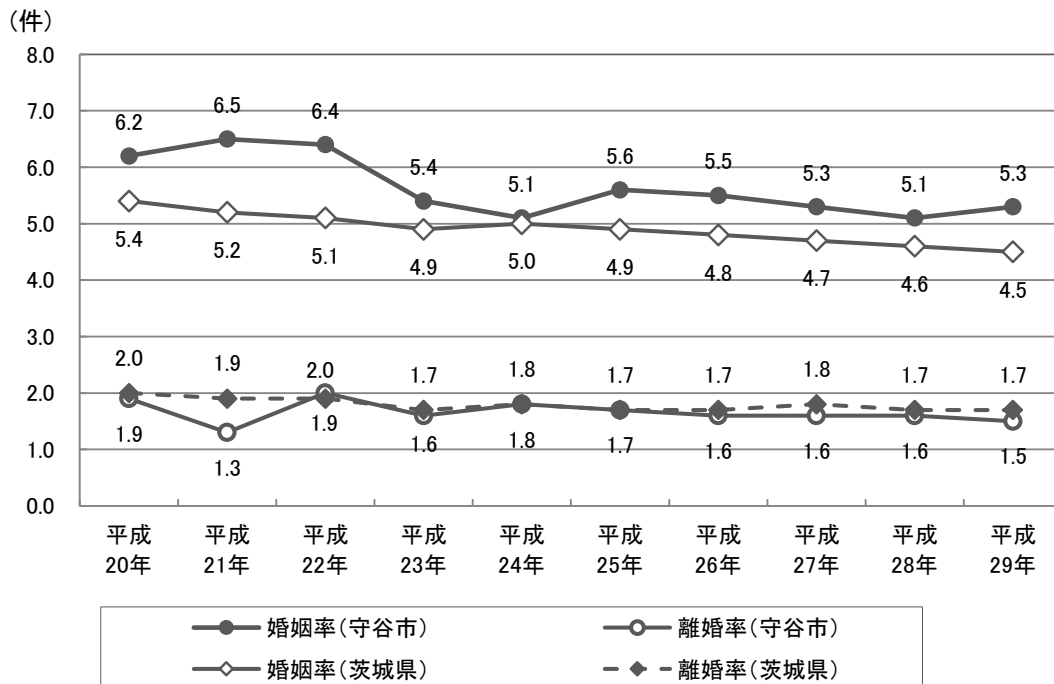
離婚件数は過去10年間いずれも80～120件、離婚率は1,000人当たり1.7～2.0人で推移しており、離婚率は県平均より若干低くなっています。

図表 婚姻・離婚件数

	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年
婚姻	359	392	396	335	317	351	347	342	328	349
離婚	111	80	120	101	114	104	101	105	103	97

資料：茨城県人口動態総覧

図表 婚姻率・離婚率の推移（人口1,000人当たりの件数）

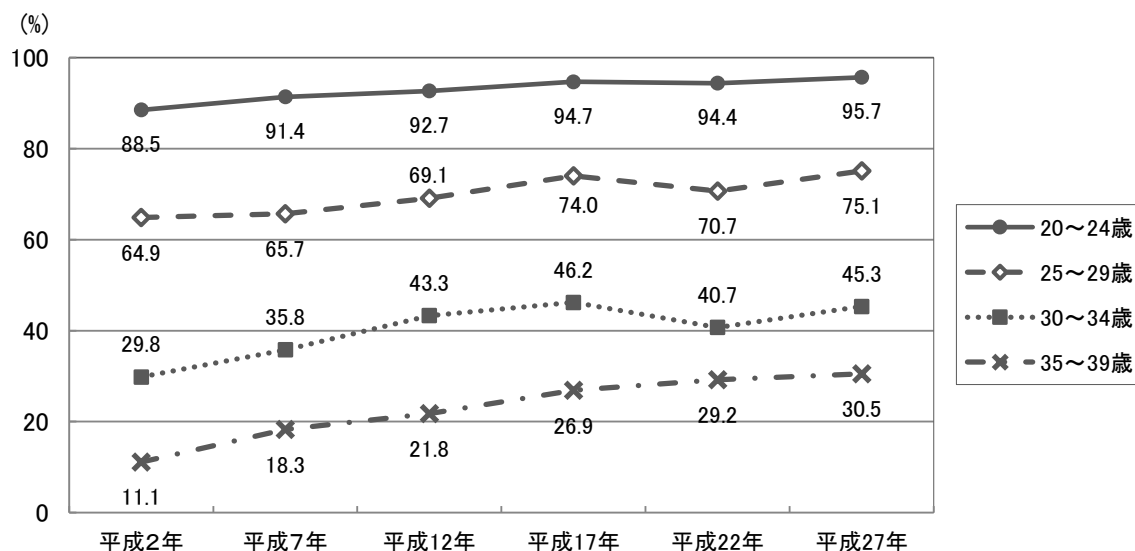


資料：茨城県人口動態総覧

②未婚

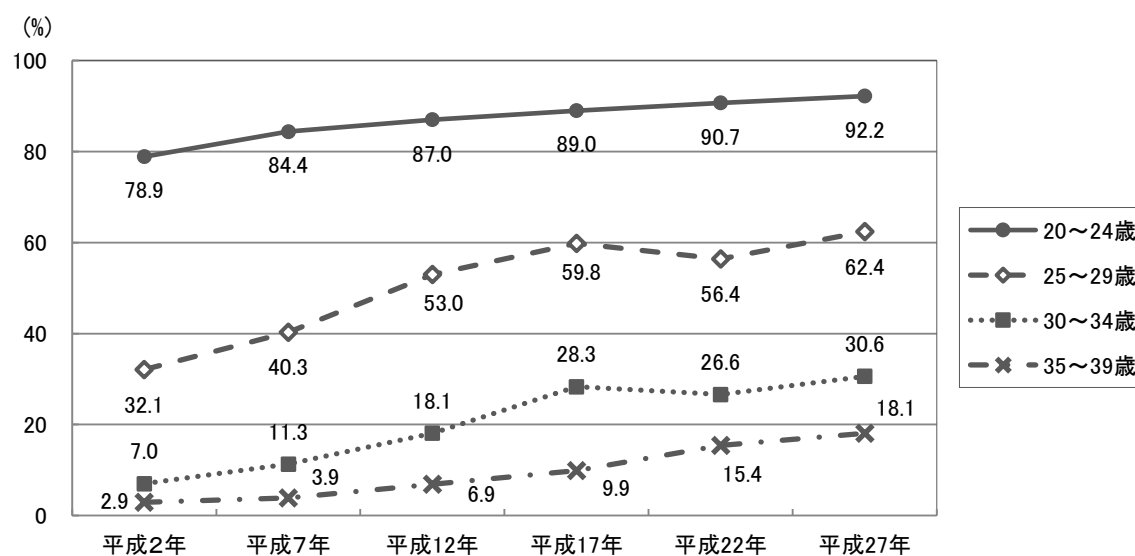
未婚率をみると、平成17年までは男女ともに全年齢で上昇傾向にありました。平成22年は男女とも25～34歳で平成17年よりも未婚率が低くなりましたが、それらの年齢層も平成27年には再び上昇しています。そのため、平成27年は、全年齢で未婚率が過去最高となっています。

図表 未婚率の推移（男性）



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

図表 未婚率の推移（女性）



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

第2章 子ども・子育て支援事業の現状

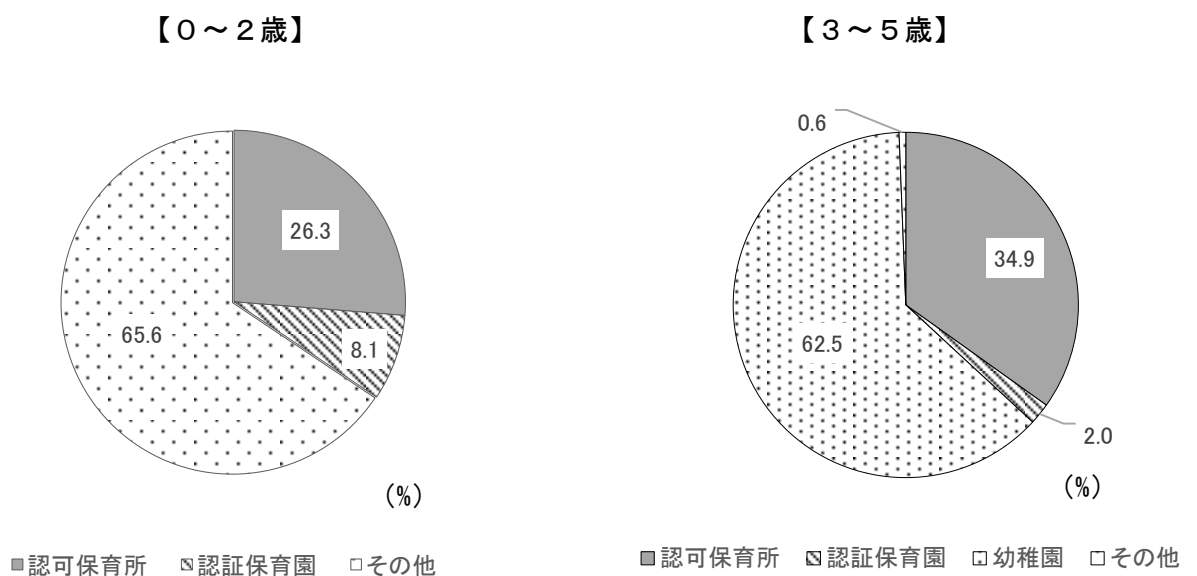
1 教育・保育サービス利用の現状

(1) 就学前児童の状況

市の0～2歳児1,789人のうち、認可保育所に通っているのは470人で、認証保育園に通っているのは145人であり、合計すると615人で34.4%を占めています。残りの1,174人は、一部を除き、ほとんどが在宅で過ごしていると考えられます。

3～5歳児2,086人のうち、認可保育所に通っているのは727人で、認証保育園に通っているのは42人であり、合計すると769人で36.9%を占め、幼稚園に通っているのは1,304人であり、62.5%を占めています。

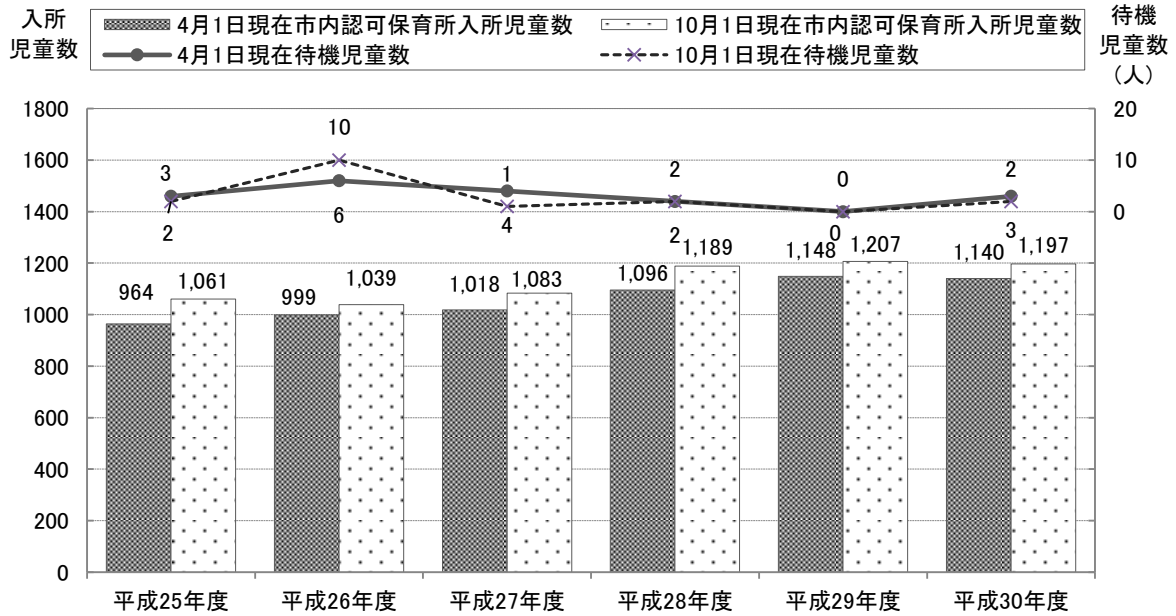
図表 就学前児童の状況



(2) 認可保育所

市では、保育所の誘致，弾力的な受入れ，定員増等による待機児童への対応を図り，入所児童数は増加傾向にあります。ただし，待機児童が若干名います。

図表 認可保育所の入所児童数，待機児童数の推移



※待機児童は国基準による人数

図表 認可保育所に入所申込して入れない児童数，認証保育園利用児童数

(単位：人)

	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月
入れない児童数	95	136	223	301	338	373	265	356	306	355	400	403
認証利用児童数	28	65	101	156	139	190	120	158	112	168	154	187

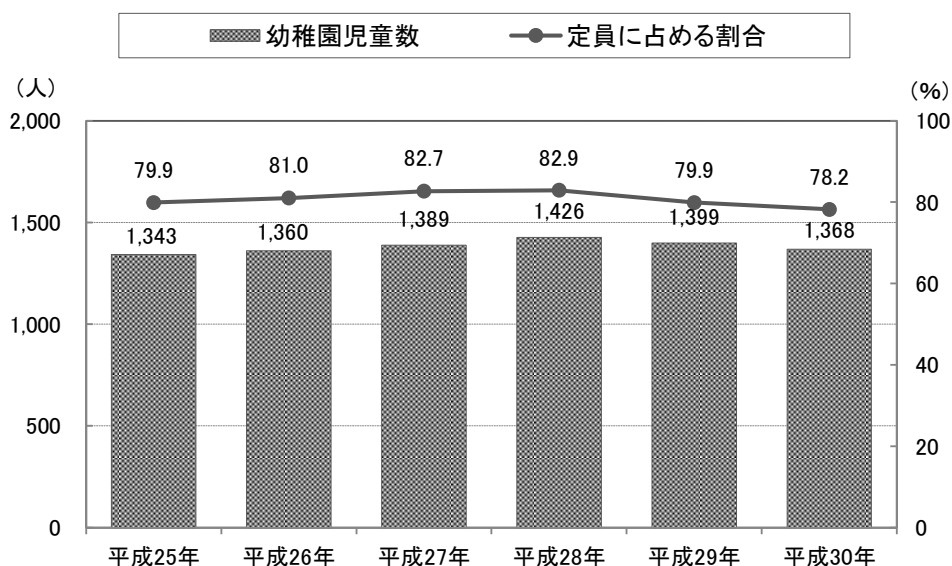
※各月4月1日，10月1日現在

(3) 幼稚園

市内私立幼稚園の幼稚園児数は、平成28年に1,400人を上回りましたが、平成29年は減少し、再び1,300人台となっています。

平成30年5月1日現在の在園児数は1,368人であり、定員1,750人に占める割合は78.2%となっています。

図表 市内私立幼稚園の在園児数と定員に占める割合



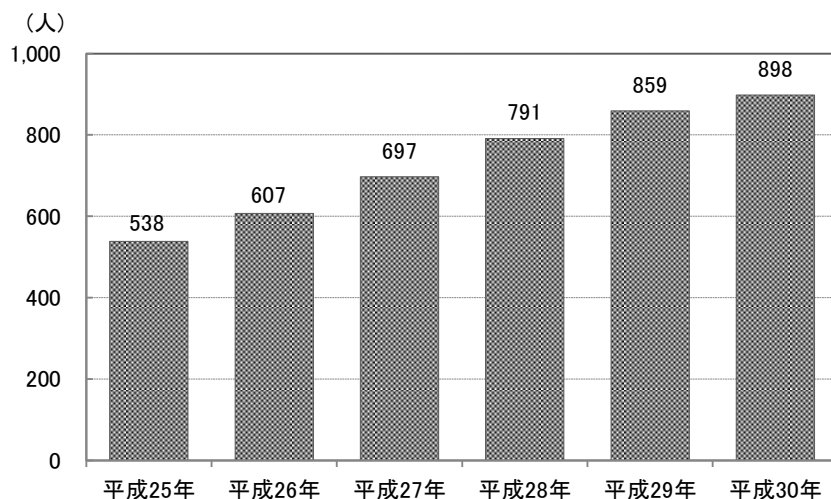
※各年5月1日現在

(4) 放課後児童クラブ

放課後児童クラブの児童数は年々増加しており、平成30年は全体で898人となっています。これまでに待機児童は生じていません。

平成30年は、全体で見れば定員870人に対し、入所児童数は898人で定員を28人上回っていますが、クラブごとに希望者の差があり、定員に対する在園率は最も高い松ヶ丘児童クラブで143%、最も低い御所ヶ丘児童クラブで76%となっています。

図表 放課後児童クラブの入所児童数の推移



※待機児童はなし、各年5月1日現在

図表 放課後児童クラブの定員・入所児童数・在園率、待機児童数

(人)

児童クラブ名	定員	児童数	在園率
守谷小学校児童クラブ	160	183	114%
御所ヶ丘小学校児童クラブ	75	57	76%
松ヶ丘小学校児童クラブ	80	114	143%
郷州小学校児童クラブ	80	84	105%
黒内小学校児童クラブ	160	142	89%
松前台小学校児童クラブ	80	80	100%
高野小学校児童クラブ	75	58	77%
大井沢小学校児童クラブ	120	137	114%
大野小学校児童クラブ	40	43	108%
計	870	898	103%

資料：平成30年5月1日

第3章 子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査の結果

1 調査実施の概要

(1) 調査の目的

「第2期子ども・子育て支援事業計画」の策定に向け、市民の皆様の教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握し、この計画で確保する教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するために行いました。

(2) 調査の設計

①回答者

調査対象	対象者数	抽出方法	調査方法
市内在住の初めて母子健康手帳の交付を受けた妊婦	100	母子健康手帳の交付を受けた妊婦より無作為抽出	郵送配布，郵送回収
市内在住の就学前児童をもつ保護者	950	住民基本台帳から該当年齢の子どもを無作為抽出	郵送配布，郵送回収
市内在住の小学生児童をもつ保護者	950	学年別抽出	郵送配布，郵送回収

②調査期間

調査期間：平成31年1月31日（木）～平成31年2月22日（金）

(3) 回収結果

	発送数	回収数	回収率
総数	2,000	925	46.3%
有効回収計		925	46.3%
妊娠期	100	50	50.0%
就学前児童	950	443	46.6%
小学生児童	950	432	45.5%

2 調査結果（概要）

(1) 保護者の就労状況について

保護者の就労状況をみると、妊娠期の母親では、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」と「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」がそれぞれ3割台半ばで多く、《フルタイム》は約7割となっています。

就学前の母親は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が3割で高いものの、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が約3割、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」を合わせた《フルタイム》の割合は4割台半ばです。

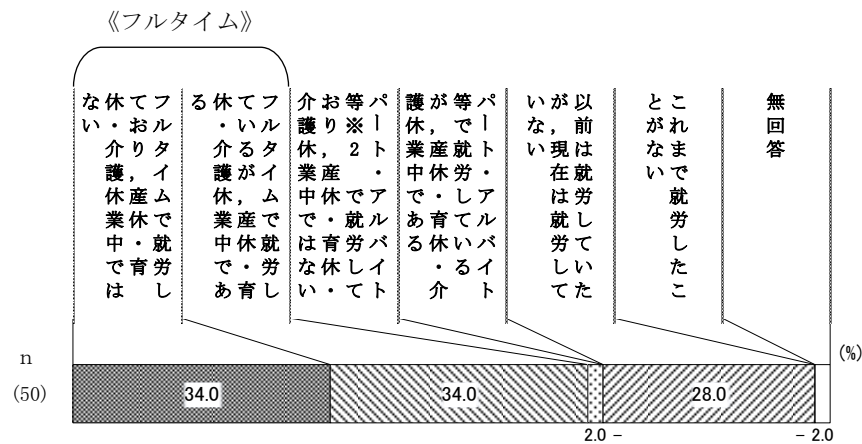
小学生の母親は「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が約5割で最も多く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が約3割となっています。

前回調査に比べて、就学前児童を持つ母親の《フルタイム》での働き方が、増加している傾向にあります。

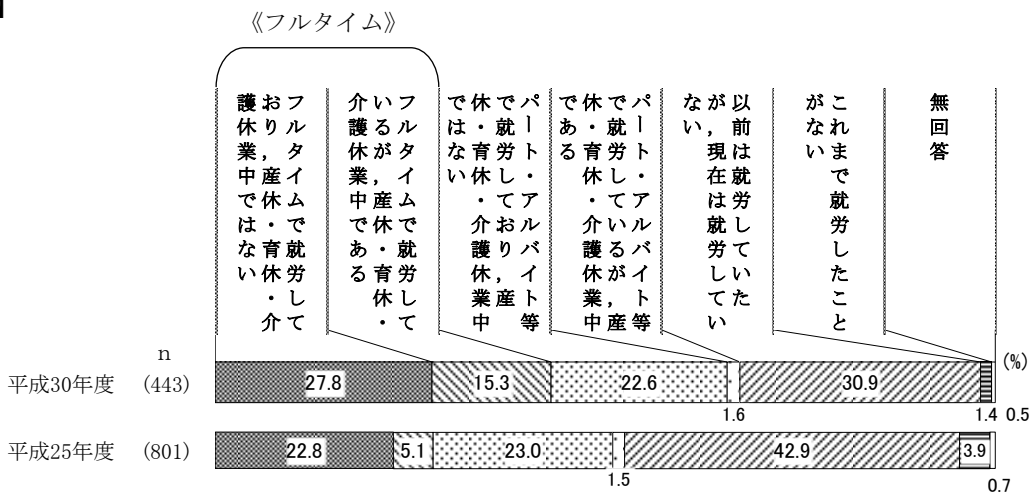
なお、父親については「フルタイム（休業中を含む）」は、妊娠期と就学前が9割台、小学生が約9割となっています。

図表 母親の就労状況

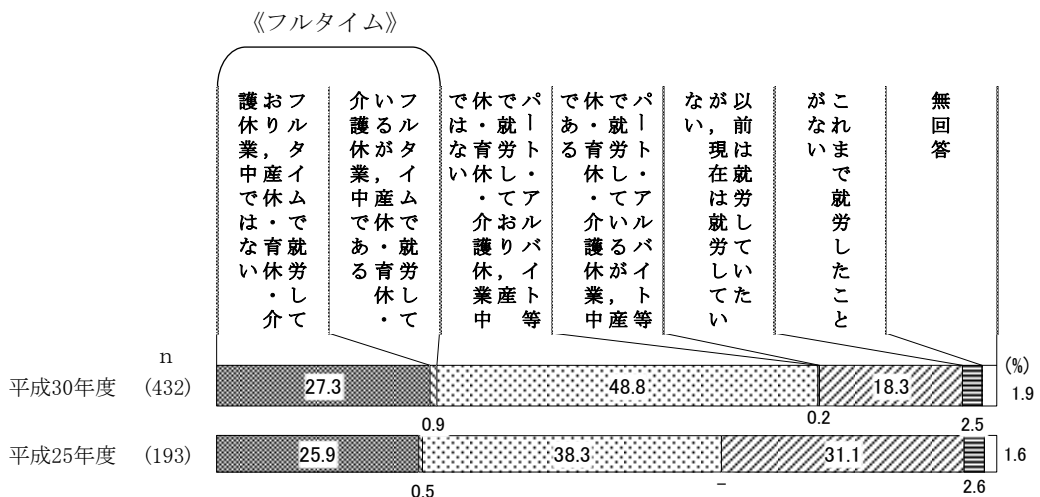
【妊娠期】



【就学前】



【小学生】



(2) 平日の定期的な教育・保育の事業の利用状況について

現状としての教育・保育の事業の利用状況は就学前でのみ尋ねました。

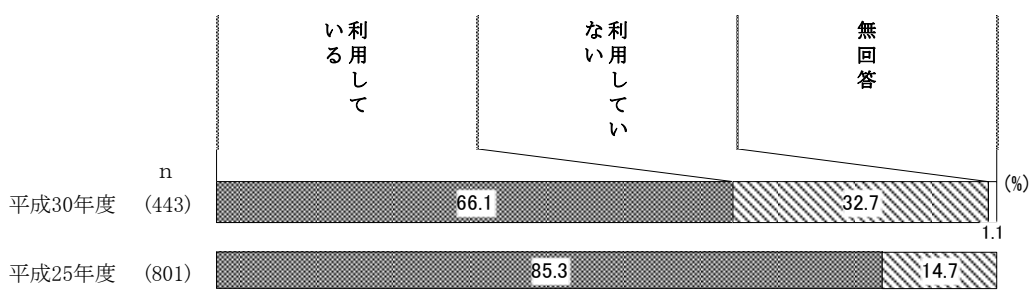
幼稚園や保育所などの定期的な教育・保育の事業を「利用している」は6割台半ばで、4歳以上の子どものほぼ全員が利用しています。

利用している事業の内容は、「認可保育所」が4割台半ば、「幼稚園」が3割台半ばとなっています。

前回調査は参考として図示しています（前回は保育園や幼稚園を通じて調査を回収しているため）。

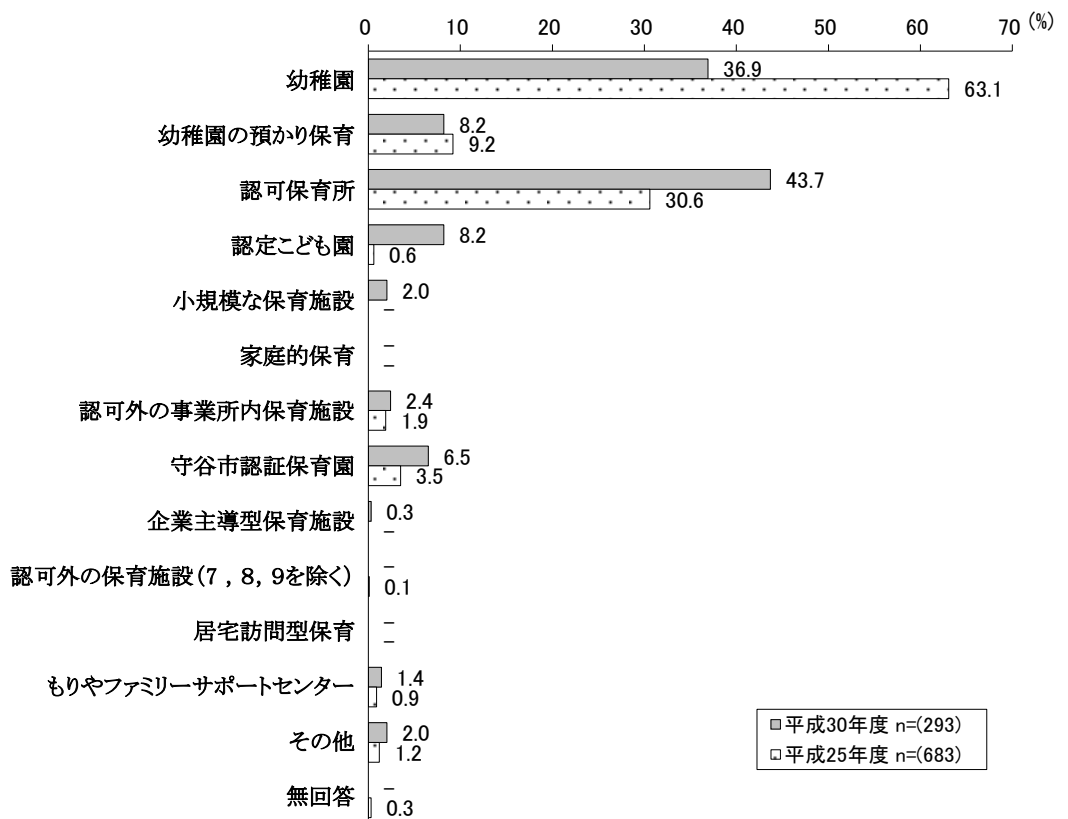
図表 定期的な教育・保育事業の利用状況

【就学前】



図表 定期的にご利用している事業

【就学前】



(3) 定期的な教育・保育事業の利用意向について

定期的な教育・保育事業の利用意向については、妊娠期と就学前で尋ねました。

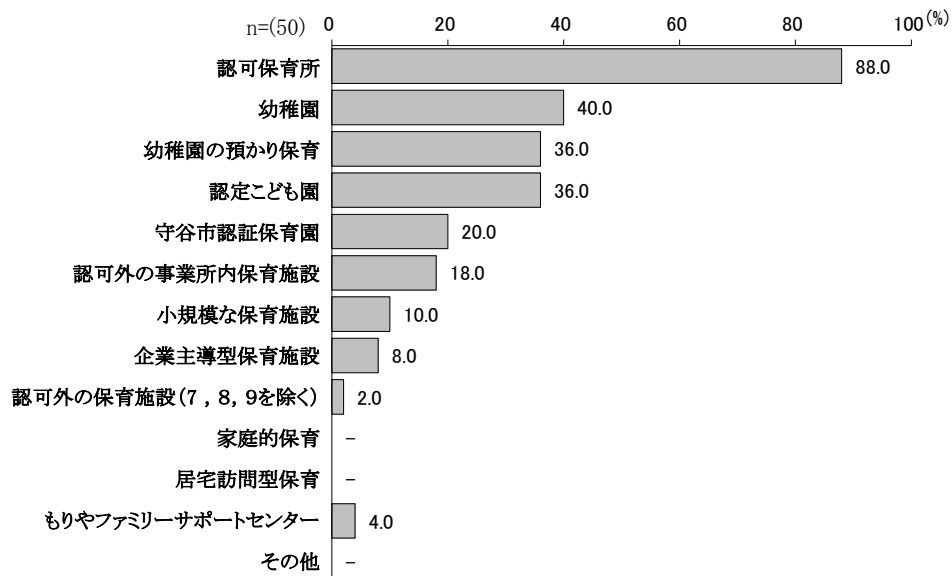
妊娠期では、「認可保育所」が約9割、「幼稚園」が4割、「幼稚園の預かり保育」と「認定こども園」がそれぞれ3割台半ばとなっています。

就学前では、「幼稚園」と「認可保育所」がそれぞれ5割台半ばと高くなっています。児童の年齢別でみると、おおむね0～2歳は「認可保育所」が高く、3歳以上は「幼稚園」が高くなっています。

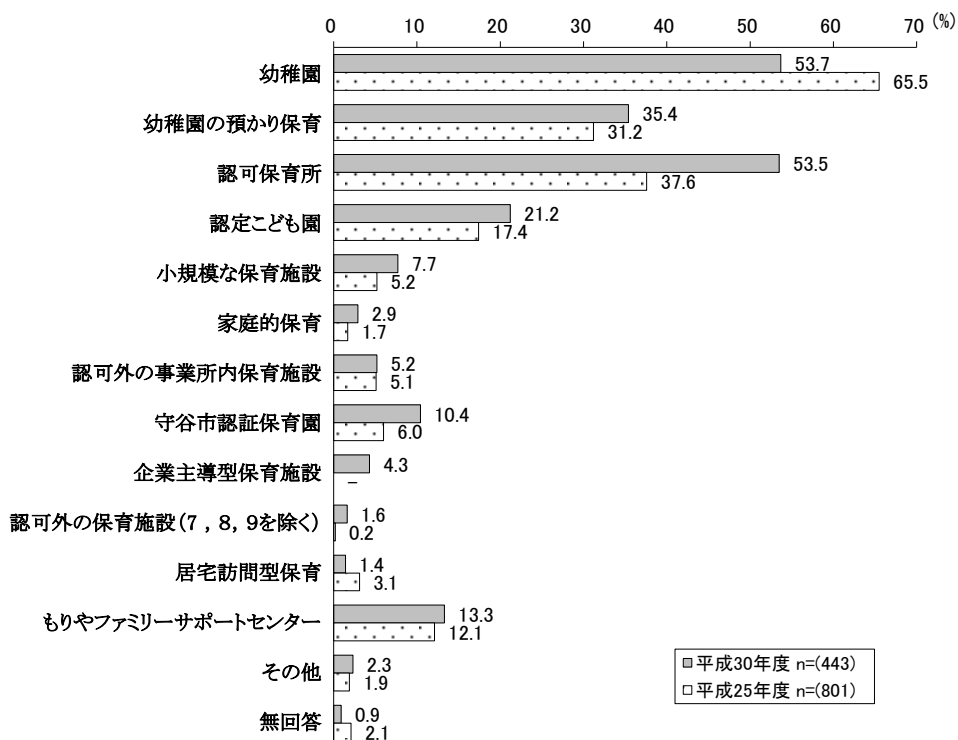
前回調査は参考として図示しています（前回は保育園や幼稚園を通じて調査を回収しているため）。

図表 定期的にご利用したい事業

【妊娠期】



【就学前】



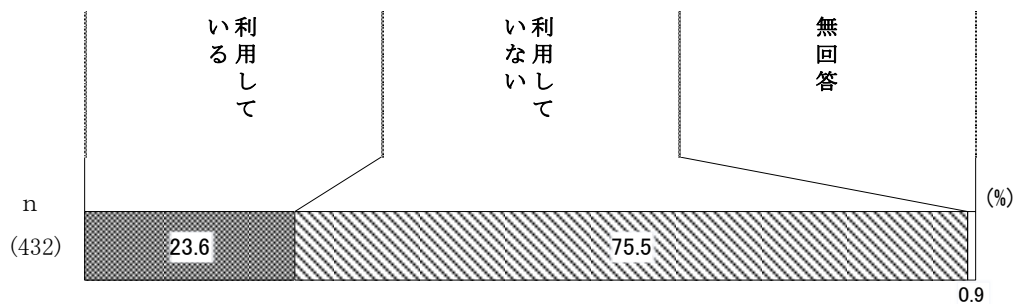
(4) 放課後児童クラブ・放課後子ども教室の利用状況について

放課後児童クラブの利用状況は、「利用している」が2割台半ばとなっており、その利用日数は「5日」が5割台半ばを超え、最も多くなっています。

放課後子ども教室の利用状況は、「利用している」が1割強です。

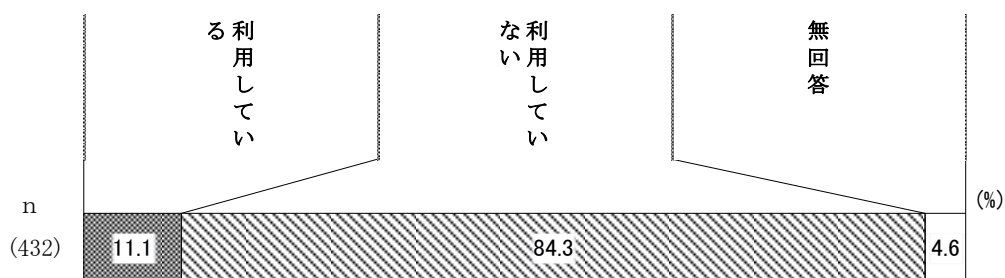
図表 放課後児童クラブの利用状況

【小学生】



図表 放課後子ども教室の利用状況

【小学生】



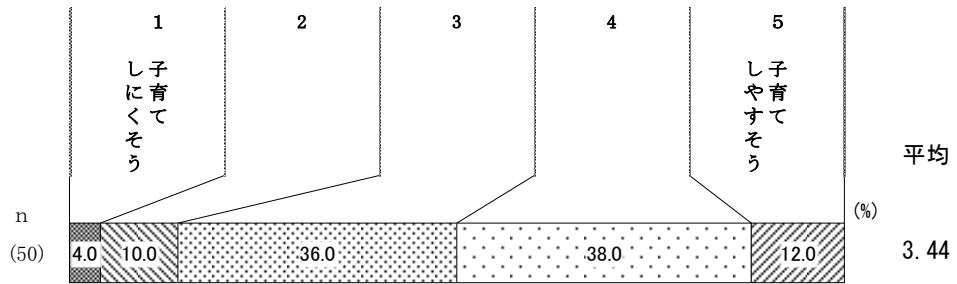
(5) 子育ての環境や支援への満足度について

子育ての環境や支援への満足度を5段階評価で聞いた平均点は、妊娠期が3.44点、就学前が3.26点、小学生が3.22点で、妊娠期が最も高くなっています。

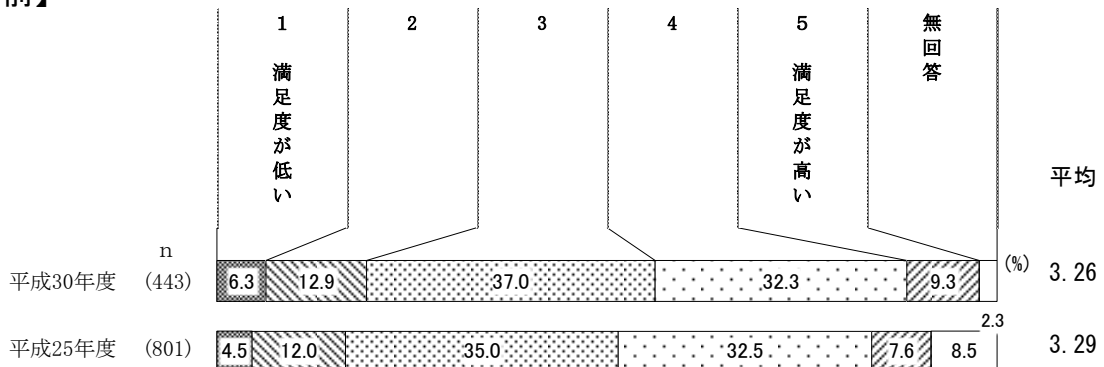
前回調査と比べると、就学前の平均点はほぼ変わっていませんが、小学生では微増傾向がみられます。

図表 子育ての環境や支援への満足度

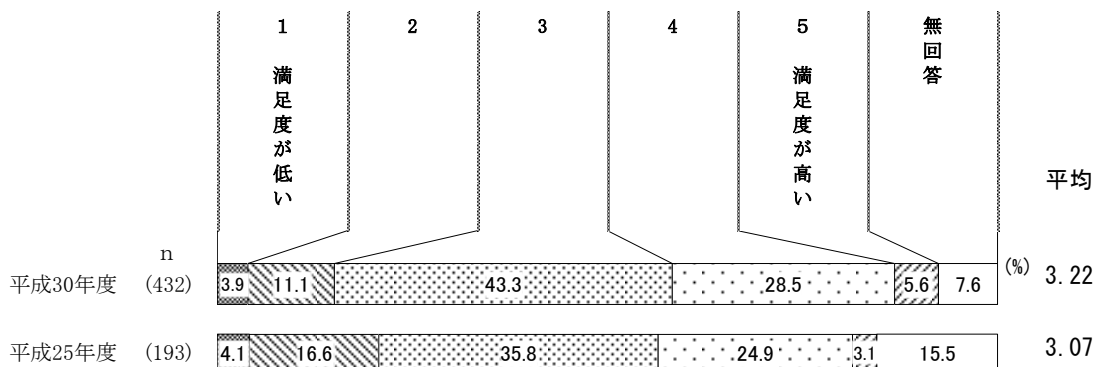
【妊娠期】



【就学前】



【小学生】



(6) 自由意見

子育て環境や支援に関する意見を、自由記述形式で尋ねました。市に対するものとしていただいたご意見を分野別に分けて紹介いたします。

【妊娠期】

図表 市に対する自由意見（上位5項目）

内容	件数
保育所の増設・待機児童対策	15
入所手続きの簡略化や情報の提供の充実	4
立地（通勤に便利な駅近等）の良い保育所	3
医療機関・保険制度	3
子育てしやすい就労環境の支援	2
悩みの相談支援	2
病児保育制度の充実	2

※27人の方から延べ35件の回答

【就学前】

図表 市に対する自由意見（上位5項目）

内容	件数
待機児童対策について	53
保育サービスについて	42
経済的な支援・手当の拡充	42
場（遊び場・居場所等）づくりについて	27
教育・学校施設やシステムの充実改善	26
放課後児童クラブのサービス拡大等の充実	14

※233人の方から延べ276件の回答

【小学生】

図表 市に対する自由意見（上位5項目）

内容	件数
経済的な支援・手当について	32
教育・学校施設やシステムの充実改善	30
場（遊び場・居場所等）づくりについて	19
放課後児童クラブ・学童クラブのサービス拡大等の充実	19
防犯（安全・安心）の充実や改善	17
相談・悩みについて	12

※165人の方から延べ176件の回答

※自由意見に対する市の取組内容については、本計画における施策と主な取組（P7～12）をご覧ください。

第3部

守谷市子ども・子育て支援事業計画の概要

第3部 守谷市子ども・子育て支援事業計画の概要

第1章 制度の概要

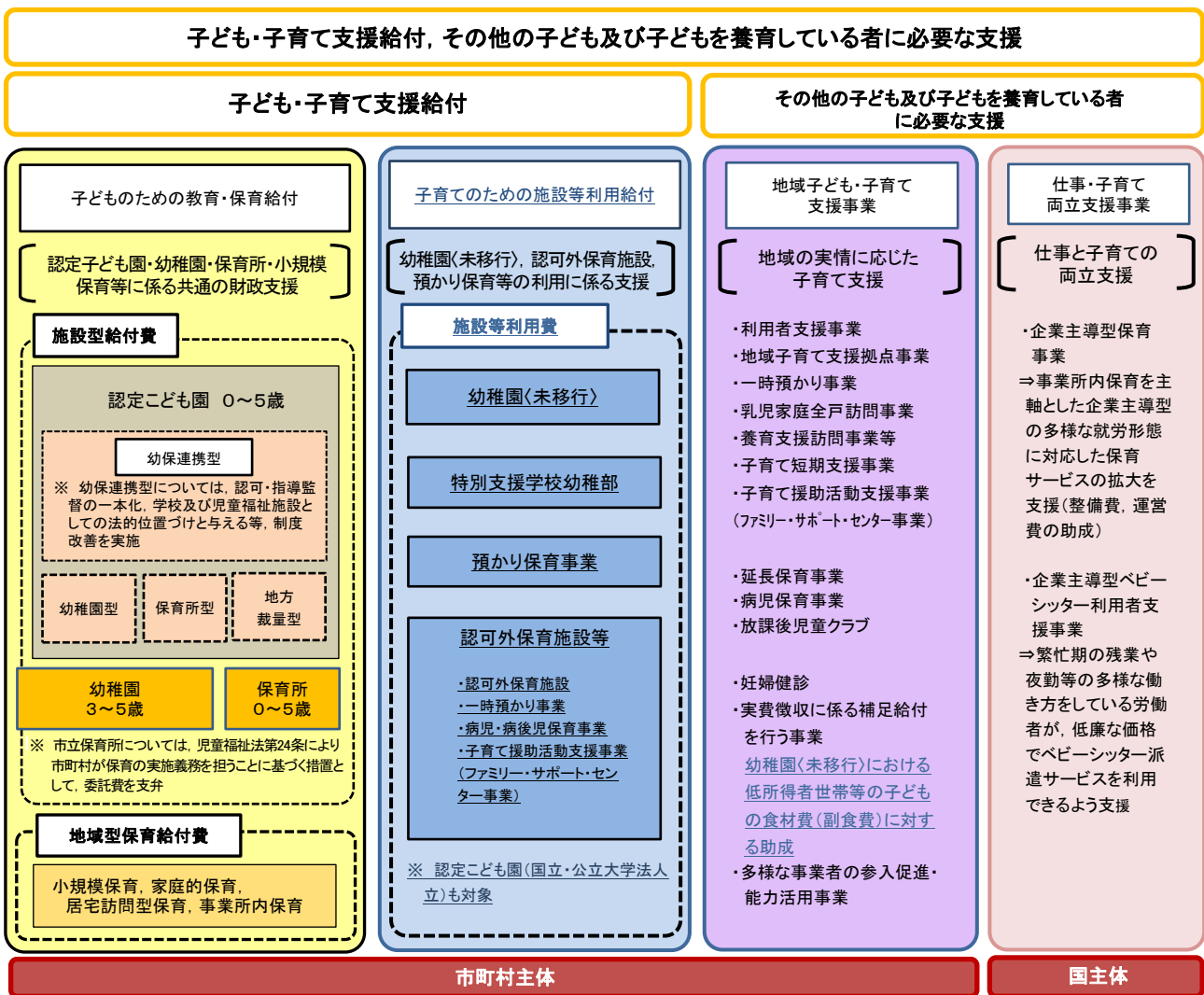
1 制度の全体像

子ども・子育て関連3法に基づく、子ども・子育て支援制度は、「子ども・子育て支援給付」と「その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援」に大別されます。

その中で、市町村主体となるのは、「子ども・子育て支援給付」における「子どものための教育・保育給付」と「子育てのための施設等利用給付」、「その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援」における「地域子ども・子育て支援事業」です。

また、「子育てのための施設等利用給付」は、幼児教育・保育の無償化により、新たに新設された給付です。

図表 制度における給付・事業の全体像



(1) 子ども・子育て支援給付

①子どものための教育・保育給付

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。

給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

◆施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所」等の教育・保育施設です。市町村が保護者に対して施設型給付費を支給することになります。

ただし、施設型給付は、次の2つの給付構成が基本となっています。

- a. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- b. 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

図表 施設型給付

名称	対象年齢	概要
幼稚園	3～5歳児	3歳から就学前の子どもに適切な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とした施設です。学校教育法に基づいています。 通常就園時間の利用、幼稚園の預かり保育、通常就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ。 子ども・子育て支援新制度に移行している幼稚園は利用料が無償となります。
認可保育所	0～5歳児	保護者の労働や疾病などの事由により保育に欠ける0歳から就学前の子どもを保育することを目的とした施設です。国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のものです。児童福祉法に基づきます。 0～2歳は住民税非課税世帯、3歳以上は利用料無償となります。
認定こども園	0～5歳児	幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設です。 0～2歳は住民税非課税世帯、3歳以上は利用料無償となります。

◆地域型保育給付

市による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。
 地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「居宅訪問型保育事業」、「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。

図表 地域型保育給付

名称	対象年齢	概要
小規模保育事業	0～2歳児	主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、保育することを目的とする施設において、保育を行う事業です。利用定員は6人以上19人以下です。
家庭的保育事業		主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、家庭的保育者*の居宅その他の場所において、保育を行う事業です。利用定員は5人以下です。
居宅訪問型保育事業		主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、乳幼児の居宅において、家庭的保育者*による保育を行う事業です。
事業所内保育事業		事業主（企業）等が、主に満3歳未満の、従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする乳幼児についても、事業主等が設置する施設等で保育を行う事業です。

*家庭的保育者……市が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であって、保育を必要とする乳幼児の保育を行う者として市が適当と認めるもの。

図表 地域型保育事業の構成

認可定員	19人以下	小規模保育 事業主体：市町村，民間事業者等	居宅訪問型保育 事業主体：市町村，民間事業者等	事業所内保育
	6人以上	家庭的保育 事業主体：市町村，民間事業者等		事業主体： 事業主等
	5人以下			
	1人以上			
保育の実施場所等		保育者の居宅その他の場所，施設 (右に該当する場所を除く)	保育を必要とする 子どもの居宅	事業所の従業員の子ども + 地域の保育を必要とする 子ども(地域枠)

②子育てのための施設等利用給付

「幼稚園（子ども・子育て支援新制度へ未移行）」、「認可外保育施設」、「預かり保育」等の利用に係る支援を行います。

図表 子育てのための施設等利用給付

名称	対象年齢	利用支援の内容
幼稚園（子ども・子育て支援新制度へ未移行）	3～5歳児	新制度の幼稚園における利用者負担額を上限として無償化となります。
特別支援学校の幼稚部	3～5歳児	3～5歳の就学前の障がい児の発達支援（いわゆる障がい児通園施設）を利用する子どもたちについて、利用料が無償化となります。
預かり保育事業	3～5歳児	保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園や認定こども園の利用料に加え、利用実態に応じて、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）と幼稚園保育料の無償化の上限額との差額である最大月1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化となります。
認可外保育施設	0～5歳児	保育の必要性があると認定された3～5歳を対象として、認可保育所における保育料の全国平均額までの利用料が無償化となります。 0～2歳については、住民税非課税世帯を対象として、月額4.2万円までの利用料が無償化となります。
一時預かり事業 病児保育事業 子育て援助活動 支援事業	0～5歳児	特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）又は特定地域型保育事業を利用できていない方で保育の必要性がある場合は、保育所等の利用者との公平性の観点から、施設等利用給付第2・3号認定を受けることにより、認可保育所における保育料の全国平均額（3歳から5歳までの場合、月額3.7万円）まで認可外保育施設等の利用と併せて、施設等利用給付を受けることができます。

(2) その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

①地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で13事業定められており、その13事業は交付金の対象となりますが、市では、13事業以外にも独自の施策を展開し、地域子ども・子育て支援事業として地域の課題解決のために必要なサービスを整備していきます。

図表 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業		※対象事業の範囲は法定
交付金	①利用者支援事業	⑧一時預かり事業
	②地域子育て支援拠点事業	⑨延長保育事業
	③妊婦健診	⑩病児保育事業
	④乳児家庭全戸訪問事業	⑪放課後児童クラブ
	⑤養育支援訪問事業その他要支援児童、 要保護児童等の支援に資する事業	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
	⑥子育て短期支援事業	⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業
	⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・ サポート・センター事業）	

※施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市の確認を受けたもの

2 保育認定について

(1) 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

認定に応じて、施設や事業などの利用先が異なります。

①認定区分

認定は次の6つの区分で行われます。

認定区分		対象者	対象施設
教育・保育給付	1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども（保育の必要性なし）	幼稚園 認定こども園
	2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）	保育所 認定こども園
	3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）	保育所 認定こども園 家庭的保育事業等
施設等利用給付	新1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外	幼稚園 特別支援学校等幼稚部
	新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前の子どもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難である子ども	認定こども園、幼稚園、特別支援学校 (満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号)
	新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前の子どもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難である子どものうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）

②認定基準

保育の必要性の認定（2号，3号，新2号，新3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）に当たっては，以下の3点について基準を策定します。

(1) 事由

ア，就労

フルタイムのほか，パートタイム，夜間の就労など基本的にすべての就労

イ，就労以外の事由

保護者の疾病・障がい，産前産後，同居親族の介護，災害復旧，求職活動及び就学等，また，それらに類するものとして市が定める事由

(2) 区分（月単位の保育の必要量に関する区分）

ア，保育標準時間

主にフルタイムの就労を想定した長時間利用
（現行の11時間の開所時間に相当）

イ，保育短時間

主にパートタイムの就労を想定した短時間利用
（市では，下限時間を64時間以上と設定）

(3) 優先利用

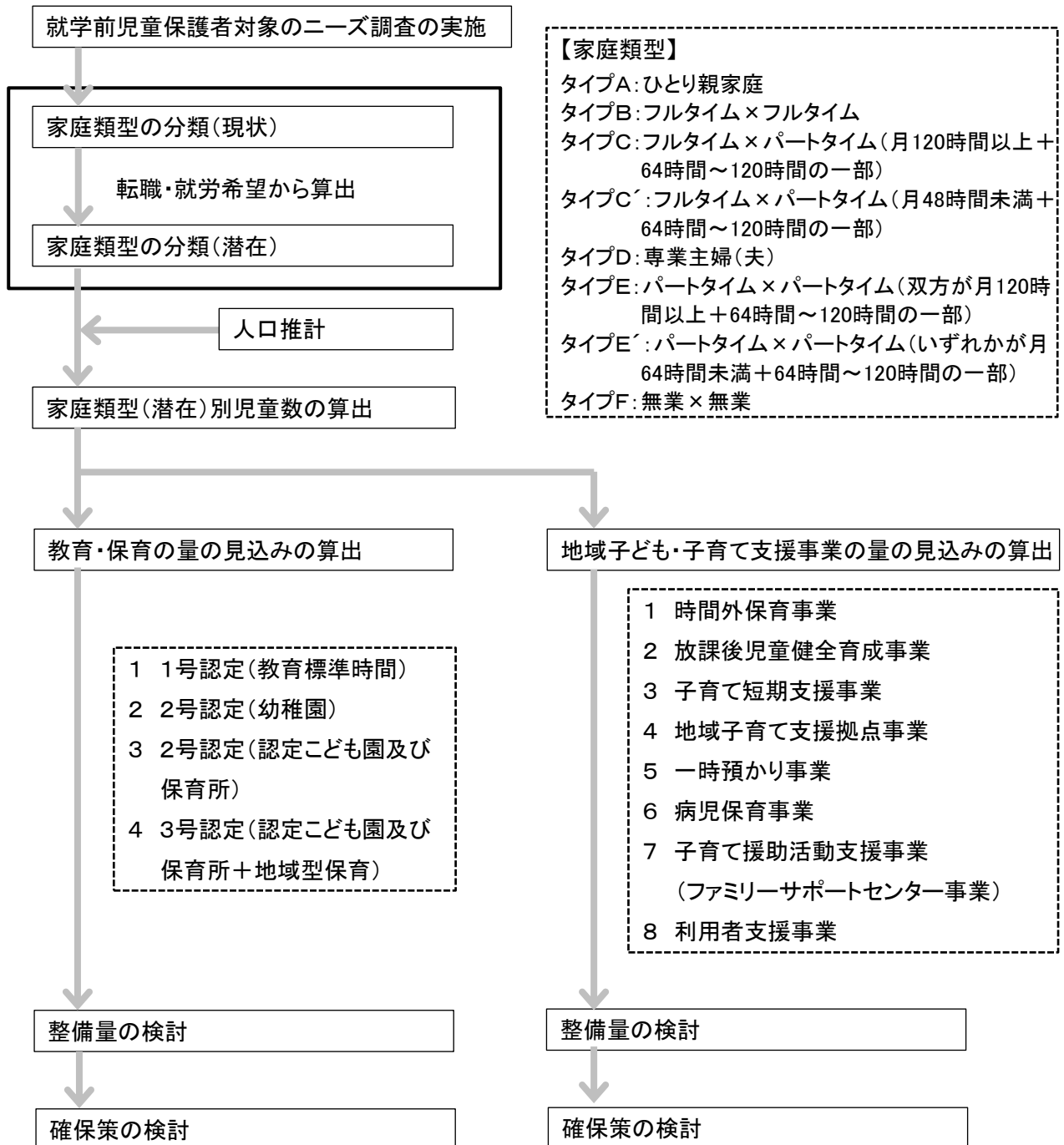
ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

第2章 教育・保育，地域子ども・子育て支援事業の量の推計

1 推計の手順

教育・保育，地域子ども・子育て支援事業の量は，就学前児童保護者対象のニーズ調査結果を基に，次の手順で推計するとともに，地域の実態に応じて変更することも認められていることから，市の近年の傾向を加味して算出しました。

図表 教育・保育，地域子ども・子育て支援事業の量の推計のフロー



2 家庭類型（現状・潜在）

（1）家庭類型（現状・潜在）の算出

教育・保育の量及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出するに当たり、国の手引きに従い、就学前児童保護者に実施したニーズ調査の結果から、両親の就労形態等の項目より家庭類型を整理しました。家庭類型の種類の種類は、タイプAからタイプFの8種類です。

家庭類型（現状）は前回から今回にかけて、タイプB（フルタイム×フルタイム）が大きく増加し、タイプC[〃]とタイプDが大きく減少しているのが特徴です。

図表 家庭類型（現状）の割合

		前回	今回
タイプA	ひとり親家庭	4.7%	1.9%
タイプB	フルタイム×フルタイム	27.8%	45.4%
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+64時間~120時間の一部)	10.9%	10.6%
タイプC [〃]	フルタイム×パートタイム (月48時間未満+64時間~120時間の一部)	10.7%	5.4%
タイプD	専業主婦(夫)	45.5%	36.4%
タイプE	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+64時間~120時間の一部)	0.3%	0.0%
タイプE [〃]	パートタイム×パートタイム (いずれかが64時間未満+64時間~120時間の一部)	0.1%	0.0%
タイプF	無業×無業	0.0%	0.3%

家庭類型（現状）に、就学前保護者対象のニーズ調査の転職希望、1年以内の就労希望等の意向を反映させて家庭類型（潜在）を算出します。

現状と同様に、前回から今回にかけて、タイプB（フルタイム×フルタイム）が大きく増加し、タイプC[〃]とタイプDが大きく減少しているのが特徴です。

図表 家庭類型（潜在）の割合

		前回	今回
タイプA	ひとり親家庭	4.7%	1.9%
タイプB	フルタイム×フルタイム	30.7%	49.5%
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+64時間~120時間の一部)	11.3%	10.1%
タイプC [〃]	フルタイム×パートタイム (月48時間未満+64時間~120時間の一部)	17.0%	11.1%
タイプD	専業主婦(夫)	36.0%	27.4%
タイプE	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+64時間~120時間の一部)	0.1%	0.0%
タイプE [〃]	パートタイム×パートタイム (いずれかが64時間未満+64時間~120時間の一部)	0.1%	0.0%
タイプF	無業×無業	0.0%	0.0%

(2) 家庭類型（潜在）別児童数の算出

令和6年の推計児童数に家庭類型（潜在）の割合を乗じて、家庭類型（潜在）別児童数を算出します。令和6年の0～5歳の家庭類型（潜在）別児童数は次のとおりです。

図表 家庭類型（潜在）別児童数＜令和6年＞

		推計児童数		家庭類型 （潜在） 割合		家庭類型 （潜在）別 児童数
タイプA	ひとり親家庭	3,503人	×	1.9%	=	67人
タイプB	フルタイム×フルタイム		×	49.5%	=	1,734人
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+64時間～120時間の一部)		×	10.1%	=	354人
タイプC [〃]	フルタイム×パートタイム (月48時間未満+64時間～120時間の一部)		×	11.1%	=	389人
タイプD	専業主婦（夫）		×	27.4%	=	960人
タイプE	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+64時間～120時間の一部)		×	0.0%	=	0人
タイプE [〃]	パートタイム×パートタイム (いずれかが64時間未満+64時間～120時間の一部)		×	0.0%	=	0人
タイプF	無業×無業		×	0.0%	=	0人

※小数点以下第1位を四捨五入しているため、家庭類型（潜在）別児童数の合計は3,504人です。

3 施設型給付・地域型保育給付の展開に当たっての考え方

施設型給付・地域型保育給付を展開するに当たって、令和6年度に向けて次のとおり設定します。

(1) 教育・保育事業を利用希望（滞在含む）する割合

0～5歳の人口における教育・保育事業を利用希望する割合について、現状では74.5%ですが、令和6年度には80.6%とします。

図表 教育・保育事業利用希望者の人数

	0～5歳の人口	教育・保育事業利用希望者	0～5歳の人口に占める割合
平成31年度	3,847人	2,866人	74.5%
令和6年度	3,503人	2,824人	80.6%

※現状の保育事業の利用希望者数は平成31年4月

(2) 教育・保育事業利用希望者の内訳の割合

教育・保育事業を利用希望する割合の内訳は、令和6年度には、幼稚園22.3%、保育所43.7%、認定こども園9.2%、家庭的保育事業等2.2%、企業主導型保育施設1.0%、認証保育2.2%とします。

図表 教育・保育事業利用希望者の人数

	幼稚園	保育所	認定こども園	家庭的保育事業等	企業主導型保育施設	認証保育
現状※	916	1,404	392	74	0	80
0～5歳の人口に占める割合	23.8%	36.5%	10.2%	1.9%	0.0%	2.1%
令和6年度	782	1,532	322	76	36	76
0～5歳の人口に占める割合	22.3%	43.7%	9.2%	2.2%	1.0%	2.2%

※現状の保育事業の利用希望者数は平成31年4月

4 教育・保育量の見込み

市内に居住する児童の教育・保育の量の見込みは次のとおりです。

図表 市内に居住する児童の教育・保育量の見込みの内訳

(人)

		市内に居住する児童				
		1号	2号	3号	合計	
令和 2年度	見込み(①)	1,148	837	951	2,936	
	確保方策 (②)	施設型給付	288	890	589	1,767
		地域型保育給付			76	76
		企業主導型保育施設		12	18	30
		認可外(地方単独含む)		25	268	293
		新制度未移行幼稚園	860			860
②-①	0	90	0	90		
令和 3年度	見込み(①)	1,102	856	989	2,947	
	確保方策 (②)	施設型給付	277	1,181	835	2,293
		地域型保育給付			76	76
		企業主導型保育施設		18	18	36
		認可外(地方単独含む)		0	62	62
		新制度未移行幼稚園	825			825
②-①	0	343	2	345		
令和 4年度	見込み(①)	1,043	865	994	2,902	
	確保方策 (②)	施設型給付	262	1,181	835	2,278
		地域型保育給付			76	76
		企業主導型保育施設		18	18	36
		認可外(地方単独含む)		0	75	75
		新制度未移行幼稚園	781			781
②-①	0	334	10	344		
令和 5年度	見込み(①)	1,012	893	990	2,895	
	確保方策 (②)	施設型給付	253	1,181	835	2,269
		地域型保育給付			76	76
		企業主導型保育施設		18	18	36
		認可外(地方単独含む)		0	79	79
		新制度未移行幼稚園	759			759
②-①	0	306	18	324		
令和 6年度	見込み(①)	952	894	978	2,824	
	確保方策 (②)	施設型給付	239	1,181	835	2,255
		地域型保育給付			76	76
		企業主導型保育施設		18	18	36
		認可外(地方単独含む)		0	76	76
		新制度未移行幼稚園	713			713
②-①	0	305	27	332		

※各年4月1日現在

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みは次のとおりです。

図表 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

	単位	実績	推計					
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
延長保育事業	人	743	965	1,125	1,125	1,125	1,125	
放課後児童健全育成事業	低学年	人	938	936	951	958	969	986
	高学年	人	330	331	337	340	343	349
子育て短期支援事業	人日	0	8	8	8	8	8	
利用支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1	
地域子育て支援拠点事業	人回	46,113	50,000	60,000	60,000	60,000	60,000	
一時預かり事業	幼稚園の預かり保育	人日	26,305	26,456	24,231	24,057	24,552	23,637
	一時預かり(ファミサポの未就学児利用含む)	人日	3,580	5,969	5,871	5,765	5,714	5,599
ファミリーサポートセンター事業(就学児のみ)	人日	1,906	1,983	2,023	2,063	2,104	2,146	
病児・病後児保育事業(緊サポ含む)	人日	45	900	900	900	900	900	
妊産婦健診	人	7,216	6,684	6,528	6,372	6,228	6,084	
乳児家庭全戸訪問事業	人	613	557	544	531	519	507	
養育支援訪問事業	人	1	2	2	2	2	2	

※延長保育事業の平成30年度の実績は延人日実績を、過去の平均利用回数で除して算出した数値

※各年度を通じての見込み

第4部

施設型・地域型保育給付等事業計画

第4部 施設型・地域型保育給付等事業計画

第1章 施設型給付・地域型保育給付

1 1号認定（教育ニーズ）

幼稚園については、既存施設で確保ができています。第1期に引き続き保育機能を併せ持つ認定こども園への移行を推進します。

【年度別見込量】

(単位：人)

	平成30年度 (実績)	令和2年度 (推計)	令和3年度 (推計)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)
①量の見込み	1,229	1,148	1,102	1,043	1,012	952
②確保方策	1,290	1,148	1,102	1,043	1,012	952
認定こども園, 幼稚園	318	288	277	262	253	239
新制度未移行幼稚園	911	860	825	781	759	713
②-①	56	0	0	0	0	0

2 2号認定（保育ニーズ）

- ① 令和2年8月と10月にそれぞれ1園，合計2園開園予定で，令和3年4月にも4園開園する予定で，受け皿を拡大していきます。
- ② また，令和元年10月に企業主導型保育施設が開園しています。

【年度別見込量】

(単位：人)

	平成30年度 (実績)	令和2年度 (推計)	令和3年度 (推計)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)
①量の見込み	808	837	856	865	893	894
②確保方策	777	927	1,199	1,199	1,199	1,199
認定こども園，保育所	743	890	1,181	1,181	1,181	1,181
企業主導型保育施設	0	12	18	18	18	18
認可外保育施設 (認証保育制度含む)	34	25	0	0	0	0
②－①	△31	90	343	334	306	305

3 3号認定（保育ニーズ）

- ① 令和2年8月と10月にそれぞれ1園，合計2園開園予定で，令和3年4月にも4園開園する予定で，受け皿を拡大していきます。
- ② また，令和元年10月に企業主導型保育施設が開園しています。
- ③ 市独自の認証保育制度は，主に3号認定者の受け皿として継続していきます。

【年度別見込量】

(単位：人)

	平成30年度 (実績)	令和2年度 (推計)	令和3年度 (推計)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)
①量の見込み	816	951	989	994	990	978
②確保方策	573	951	991	1,004	1,008	1,005
認定こども園，保育所	450	589	835	835	835	835
地域型保育事業	57	76	76	76	76	76
企業主導型保育施設	0	18	18	18	18	18
認可外保育施設 (認証保育制度含む)	66	268	62	75	79	76
②－①	△243	0	2	10	18	27

第5部

地域子ども・子育て支援事業計画

第5部 地域子ども・子育て支援事業計画

第1章 相談支援

1 利用者支援事業

妊婦及び乳幼児とその保護者の子育てに関する個別ニーズを把握し、必要な情報の提供や相談対応、関係機関の利用支援等を行います。

市では、平成30年度から子育て世代包括支援センター（基本型と母子保健型の併設）を1箇所設置し、当該事業に対応しています。

【実績】

（単位：箇所）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①箇所数	—	—	—	1

【年度別見込量】

（単位：箇所）

	令和2年度 （推計）	令和3年度 （推計）	令和4年度 （推計）	令和5年度 （推計）	令和6年度 （推計）
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0

2 地域子育て支援拠点事業

地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行っています。

令和元年度現在で、「守谷市地域子育て支援センター 夢っこひろば」、「まつやま保育園 ねっこ守谷」、「南守谷児童センター（ミ・ナーデ）」、「北守谷児童センター（キ・ターレ）」、「守谷駅前親子ふれあいルーム（エ・ガーオ）」の5箇所で実施しています。

また、令和3年4月に4園開園する予定の認可保育所のうち、3園が地域子育て支援拠点事業を実施予定です。

【実績】

(単位：人回)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①量の実績	9,234	37,352	45,230	46,113
②箇所数	3	6	6	5

【年度別見込量】

(単位：人回)

		令和2年度 (推計)	令和3年度 (推計)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)
①量の見込み		50,000	60,000	60,000	60,000	60,000
②確保方策	人回	50,000	60,000	60,000	60,000	60,000
	箇所	5	8	8	8	8
②－①		0	0	0	0	0

第2章 訪問系事業

1 乳児家庭全戸訪問事業

保健センターの保健師等又は母子保健推進員が、生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、育児上必要な情報の提供と、養育環境の把握を行います。市では、「こんにちは赤ちゃん訪問」という名称で実施しています。

【実績】

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①量の実績	582	551	601	613

【年度別見込み】

(単位：人)

	令和2年度 (推計)	令和3年度 (推計)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)
①量の見込み	557	544	531	519	507
②確保方策	557	544	531	519	507
②－①	0	0	0	0	0

2 養育支援訪問事業

様々な原因で養育が困難になり、養育支援が特に必要と認められる家庭の乳幼児及びその養育者に対して具体的な育児に関する技術指導や養育者の精神的な支援等を一定期間行う事業です。

【実績】

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①量の実績	0	0	2	1

【年度別見込量】

(単位：人)

	令和2年度 (推計)	令和3年度 (推計)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)
①量の見込み	2	2	2	2	2
②確保方策	2	2	2	2	2
②－①	0	0	0	0	0

第3章 通所系事業

1 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、保護者が疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、施設において児童を預かる事業です。

なお、ショートステイの利用施設は、市内にはなく、市外の3施設です。

【実績】

(単位：人日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①量の実績	0	0	11	0
②箇所数	3	3	3	3

【年度別見込量】

(単位：人日)

		令和2年度 (推計)	令和3年度 (推計)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)
①量の見込み		8	8	8	8	8
②確保方策	人日	8	8	8	8	8
	箇所	3	3	3	3	3
②－①		0	0	0	0	0

2 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業です。

日常生活圏域ごとに整備を行い、一時保育事業を実施しています。

なお、幼稚園及び認定こども園（幼稚園型）が、文部科学省が定める幼稚園教育要領に基づき実施している一時預かりを預かり保育とといいます。

それ以外の一時預かりは、保育園の一時預かり保育、ファミリー・サポート・センターによる一時預かりです（本市は、トワイライトステイ事業を実施していません）。

※トワイライトステイ事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合、その他緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業です。

（１）幼稚園及び認定こども園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

【実績】

（単位：人日）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①量の実績	17,336	24,183	27,526	26,305
②箇所数	6	6	6	6

【年度別見込量】

（単位：人日）

		令和2年度 （推計）	令和3年度 （推計）	令和4年度 （推計）	令和5年度 （推計）	令和6年度 （推計）
①量の見込み		26,456	24,231	24,057	24,552	23,637
②確保方策	人日	26,456	24,231	24,057	24,552	23,637
	箇所	6	6	6	6	6
②－①		0	0	0	0	0

(2) 幼稚園以外の一時預かり

【実績】

(単位：人日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①量の実績	1,528	2,230	3,282	3,580
②箇所数	5	5	5	4

※量の実績は、ファミリー・サポート・センターによる一時預かりを含んでいません。

【年度別見込量】

(単位：人日)

			令和2年度 (推計)	令和3年度 (推計)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)
①量の見込み			5,969	5,871	5,765	5,714	5,599
②確保 方策	一時預かり	人日	4,469	4,371	4,265	4,214	4,099
		箇所	4	4	4	4	4
	ファミリー サポート センター※	人日	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
		箇所	1	1	1	1	1
②-①			0	0	0	0	0

※病児・緊急対応強化事業除く。

3 延長保育事業

私立の認可保育所等で保育を受けている児童について、その児童の通常の利用日時以外の日時において保育を行う事業です。保育の必要時間の2区分（保育標準時間・保育短時間）に対応して実施しています。

令和元年度に2園開園して18園で実施しています。さらに、令和2年8月と10月にそれぞれ1園、合計2園開園予定で、令和3年4月にも4園開園する予定となっており、それら全ての新しい園で、延長保育事業を実施すると想定しています。

【実績】

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①量の実績	2,846	2,216	2,271	1,931
②箇所数	13	16	16	16

※量の実績は、延べ人数で把握してきたが、実人数で記載する必要のある見込量との関係性のため、参考として1箇所あたりの平均人数を記載しています。

【年度別見込量】

(単位：人)

		令和2年度 (推計)	令和3年度 (推計)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)
①量の見込み		965	1,125	1,125	1,125	1,125
②確保方策	人	965	1,125	1,125	1,125	1,125
	箇所	20	24	24	24	24
②－①		0	0	0	0	0

4 病児・病後児保育事業

病気の回復期又は回復期に至らないが病状の急変が認められない児童について、保護者の都合等により家庭における保育や集団保育が困難な状況にあるとき、病院等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業です。

平成31年2月から、これまでの病後児保育に加えて、病児保育を「すこやかルーム」（総合守谷第一病院）で実施するようになりました。

病後児保育の実績は延べ100人日に満たず、病児保育の実績はこれから蓄積されていくこととなりますが、確保方策としては、「すこやかルーム」の定員（3人×300日）を想定し、利用促進を図るため、市の広報紙・ホームページ等で周知いたします。

【実績】

（単位：人日）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①量の実績	77	25	78	45
②箇所数	1	1	1	1

※平成27年度から平成29年度の量の実績は、病後児保育の実績を記載しています。

【年度別見込量】

（単位：人日）

		令和2年度 (推計)	令和3年度 (推計)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)
①量の見込み		900	900	900	900	900
②確保方策		900	900	900	900	900
病児保育事業	人日	540	540	540	540	540
	箇所	1	1	1	1	1
病後児保育事業	人日	360	360	360	360	360
	箇所	1	1	1	1	1
②－①		0	0	0	0	0

※病児・緊急対応強化事業。

5 放課後子ども総合プラン

「放課後子ども教室事業(子ども教室)」及び「放課後児童健全育成事業(児童クラブ)」を一体的、又は連携して実施する総合的な放課後対策であり、教育委員会が主導して推進する事業です(教育委員会に一元化し、運営委員会及び実行委員会を設置する)。

共通プログラム実施については、子ども教室コーディネーターと児童クラブの支援員が連携してプログラムの内容、活動場所、活動時間及びボランティアの配置等を検討できるよう、毎日ミーティングを行います。なお、市内小学校の余裕教室の確保が困難なため、特別教室の一時利用を促進します。

また、令和2年度から年末年始等の開所日を拡大します。(放課後児童健全育成事業)

(1) 放課後子ども教室事業(子ども教室)

市内小学校在籍の児童を対象に、小学校の施設を活用し、放課後に地域住民との交流や遊び、体験、学びを通して、子どもたちに安全かつ健全な居場所を提供し、自主性や社会性を育む事業です。

また、保護者や子どもの意見の把握も含めた放課後の過ごし方についての検証を行います。

【実績】

(単位：人月)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①量の実績	541	532	501	338
②箇所数	9	9	9	9

【年度別見込量】

(単位：人月)

		令和2年度 (推計)	令和3年度 (推計)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)
①量の見込み		461	468	471	480	485
②確保 方策	人月	461	468	471	480	485
	箇所	15	15	16	16	16
②-①		0	0	0	0	0

(2) 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）

就労などの事情により、昼間保護者が家庭にいない小学生児童に対し、放課後や長期休暇中、生活の場を提供し、保護者に代わって保育を行う事業です。

令和2年度に2クラブ、令和3年度に3クラブ新たに開設する予定です。

また、保護者や子どもの意見の把握も含めた放課後の過ごし方についての検証を行います。

【実績】

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①量の実績	887	1,051	1,256	1,268
小学1～3年	645	726	909	938
小学4～6年	242	325	347	330
②箇所数	20	20	22	25

【年度別見込量】

(単位：人)

	令和2年度 (推計)	令和3年度 (推計)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)	
①量の見込み	1,267	1,288	1,298	1,312	1,335	
小学1～3年	936	951	958	969	986	
小学4～6年	331	337	340	343	349	
②確保 方策	登録児童数	1,432	1,452	1,471	1,494	1,512
	箇所数	28	31	31	31	31
②－①	165	164	173	182	177	

第4章 その他の事業

1 ファミリー・サポート・センター事業（就学児）

市が設置するファミリー・サポート・センターが、育児の援助を受けたい者（依頼会員）と、育児の援助を行いたい者（協力会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施します。相互援助活動の例には、子どもの預かりや送迎などがあります。

協力会員の拡大を目指すとともに、さまざまな預かりに対応するため、研修の充実による協力会員個人のスキル向上を目指します。

【実績】

（単位：人日）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①量の実績	1,416	1,405	1,870	1,906
②箇所数	1	1	1	1

【年度別見込み】

（単位：人日）

		令和2年度 (推計)	令和3年度 (推計)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)
①量の見込み		1,983	2,023	2,063	2,104	2,146
②確保方策	人日	1,983	2,023	2,063	2,104	2,146
	箇所	1	1	1	1	1
②－①		0	0	0	0	0

2 妊産婦一般健康診査事業

母子健康手帳発行時に「妊産婦一般健康診査受診票」を発行し、健診費用の助成を行っています（妊婦14回，産婦2回）。

茨城県内医療機関及び市と契約している県外医療機関で助成を受けることができます。

【実績】

(単位：人回)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①量の実績	7,009	7,483	7,491	7,972

※平成30年度については産婦健診の人数も含まれています。

【年度別見込み】

(単位：人回)

	令和2年度 (推計)	令和3年度 (推計)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)
①量の見込み	7,479	7,305	7,130	6,969	6,808
②確保方策	7,479	7,305	7,130	6,969	6,808

3 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保育所・幼稚園などに通う子どもの保護者が支払う食事の提供に要する費用及び日用品・文房具・教材費・行事への参加費用などの一部を補助することで、保護者の経済的な負担軽減を図る事業です。

保護者の世帯所得状況などを勘案しながら、適切な支援に努めていきます。

▶ 対象となる世帯

- ・新制度移行園（保育所，幼稚園，認定こども園，家庭的保育事業等）に通う生活保護世帯等
- ・新制度未移行幼稚園に通う年収 360 万円未満相当世帯の副食費

4 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

保育施設の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を促進するため、事業開始前における事業実施等に関する相談・助言など、必要な支援を行っていきます。

第6部

計画の推進体制

第6部 計画の推進体制

第1章 計画の推進体制

1 計画の推進

本計画では、幼児期の学校教育・保育，地域の子育て支援事業の量の見込み，提供体制の確保の内容及びその時期などを定めました。計画の推進に当たって，保育・教育事業に対する市民のニーズに応じていくため，必要なサービスの量の確保・拡大と多様化を含む質の向上の実現を目指していきます。

このため，市内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに，保育所（園），幼稚園，認定こども園など子ども・子育て支援事業者，学校，市民やNPO，地域団体などの多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。

2 計画の進行管理

本計画は，計画を立て（P l a n），実行（D o），その進捗状況を定期的に把握し点検・評価した上で（C h e c k），その後の取組を改善する（A c t i o n），PDCAサイクルに基づいて推進します。

そのため，毎年度，「守谷市保健福祉審議会」へ事業の進捗状況を報告し，その検証に基づき必要に応じ改善や見直しなど必要な措置を講じていきます。その取組については，広報や市ホームページ等を通じて公表します。

付属資料

付属資料

1 守谷市保健福祉審議会委員名簿

令和元年12月1日現在

番号	区分	氏名	摘要
1	保健団体代表	入江 和枝	母子保健推進員会会長
2	保健団体代表	萩原 和子	食生活改善推進員協議会副会長
3	福祉団体代表	佐久間 直美	障害児父母の会副会長
4	福祉団体代表	小田 佳史	障がい福祉サービス事業所連絡協議会
5	福祉団体代表	黒崎 時雄	シニアクラブ連合会副会長
6	福祉団体代表	金高 尚文	ボランティア協会会長
7	福祉団体代表	浅井 仁勇	社会福祉協議会副会長
8	市民生委員児童委員協議会代表	西川 洋二	民生委員児童委員連絡協議会役員
9	福祉施設代表	田中 朋知	特別養護老人ホーム やまゆりの郷
10	福祉施設代表	新田 友美恵	障害者支援施設さくら荘 相談支援専門員
11	福祉施設代表	原田 幸子	つくば国際松並保育園園長
12	私立幼稚園連合会代表	有松 道輔	守谷ひかり幼稚園園長
13	PTA連絡協議会代表	青菅 正幸	大野小学校PTA会長
14	子育て支援団体代表	関根 悦子	ピヨピヨママ
15	学識経験者	竹内 公一	千葉大学医学部附属病院 特任准教授
16	学識経験者	城賀本 満登	総合守谷第一病院名誉院長
17	学識経験者	清水 宏眞	
18	学識経験者	柳 久子	筑波大学准教授
19	学識経験者	鈴木 不二男	守谷市小中学校長会会長 (守谷小学校校長)
20	市の住民	東ヶ崎 裕	一般公募
21	市の住民	野呂 桂子	一般公募
22	市の住民	杉山 香織	一般公募
23	行政機関代表	村上 宏	県南県民センター地域福祉室長
24	行政機関代表	鈴木 肇	竜ヶ崎保健所地域保健推進室長

2 守谷市保健福祉審議会子ども・子育て分科会委員名簿

令和元年12月1日現在

番号	区 分	氏 名	摘 要
1	福祉団体代表	佐久間 直美	障害児父母の会副会長
2	私立幼稚園連合会代表	有松 道輔	守谷ひかり幼稚園園長
3	子育て支援団体代表	関根 悦子	ピヨピヨママ
4	学識経験者	鈴木 不二男	守谷市小中学校長会会長 (守谷小学校校長)
5	市の住民	野呂 桂子	一般公募

3 守谷市子ども・子育て支援事業計画策定経過

年月日	会議名	事項
平成30年10月12日	分科会	子ども・子育て支援事業計画スケジュール(案)について
平成30年10月17日	審議会	子ども・子育て支援事業計画スケジュール(案)について
平成30年12月20日	分科会	ニーズ調査(案)について
平成31年1月30日	審議会	ニーズ調査(案)について
平成31年1月31日		ニーズ調査票発送 2,000人対象
平成31年2月22日		ニーズ調査票回収 925人
令和元年5月9日	分科会	ニーズ調査報告
令和元年5月15日	審議会	ニーズ調査報告
令和元年7月2日	分科会	事業計画について ・人口推計の見直し等について ・量の見込みと確保方策の検討について
令和元年7月10日	審議会	事業計画について ・人口推計の見直し等について ・量の見込みと確保方策の検討について
令和元年10月7日	分科会	事業計画について ・量の見込みと確保方策の検討について ・事業計画(素案)について
令和元年10月16日	審議会	事業計画について ・量の見込みと確保方策の検討について ・事業計画(素案)について
令和元年11月25日	分科会	事業計画(素案)について
令和2年1月7日	庁議	事業計画(素案)について
令和2年1月 日 令和2年 月 日		守谷市ホームページ、公共機関にてパブリックコメント意見募集
令和2年1月29日	審議会	パブリックコメント意見募集の報告
令和2年3月 日	分科会	事業計画(案)のパブリックコメント意見に対する考え方について
令和2年3月 日	審議会	事業計画諮問・答申
令和2年3月 日	庁議	事業計画決定

4 子ども・子育て支援法に基づく基本指針（抜粋）

平成25年8月6日に内閣府子ども・子育て新制度施行準備室より事務連絡にて基本方針の概ねの案が示されました。この基本方針は、法第60条第1項に基づき内閣総理大臣が定めるものです。

基本指針とは

- 子ども・子育て支援の意義，制度に関する基本的事項，地方自治体の事業計画の作成に関する事項，関連施策との連携等を定めたものです。
- 国は，子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本指針を策定します。
- 基本指針を定め，または変更しようとするときは，子ども・子育て会議の意見を聴くこととなっています。

基本方針の記載内容は次のとおりです。

第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項

- 一 子どもの育ち及び子育てをめぐる環境
- 二 子どもの育ちに関する理念
- 三 子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義
- 四 社会のあらゆる分野における構成員の責務，役割

第二 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項

- 一 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的考え方
- 二 子ども・子育て支援に当たっての関係者の連携及び協働

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

- 一 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項
- 四 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的記載事項
- 五 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する任意記載事項
- 六 その他

第四 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

第五 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

第六 その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

5 用語集

か 行

◆「確認」制度

給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。(子ども・子育て支援法(以下、法という。))第31条)

※認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事業は市町村が行う。

◆家庭的保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)

◆教育・保育施設

「認定こども園法」第二条第六項に規定する認定こども園、学校教育法第一条に規定する幼稚園及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。(法第7条)

◆居宅訪問型保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)

◆子ども・子育て関連3法

- ①「子ども・子育て支援法」
- ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」(認定こども園法の一部改正)
- ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」(関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正)

◆子ども・子育て支援

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。(法第7条)

さ 行

◆事業所内保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。(法第7条)

◆施設型給付

認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付。（法第11条）

◆児童厚生施設

児童遊園，児童館等児童に健全な遊びを与えて，その健康を増進し，又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。（児童福祉法第四十条）

◆市町村子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい，新制度の実施主体として，特別区を含めた全市町村が作成することになる。（法第61条）

◆市町村等が設置する「子ども・子育て会議」

子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」を言う。計画の策定等に関し，子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴くために設置し，事業計画の策定の他，計画の推進及び進行管理に関すること等を協議事項としている。本市では，既に保育福祉行政に関する事項を審議する機関として「守谷市保健福祉審議会」があることから，この審議会を「審議会その他合議制の機関」とした。

◆小規模保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし，利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。（法第7条）

た 行

◆地域型保育給付

小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付。（法第11条）

◆地域型保育事業

小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。（法第7条）

◆地域子ども・子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業，一時預かり，乳児家庭全戸訪問事業，延長保育事業，病児・病後児保育事業，放課後児童クラブ等の事業。（法第59条）

◆特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い，施設型給付を受けず，私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。（法第27条）

◆特定地域型保育事業

市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」を言う。(法第29, 43条)

な 行

◆ノーマライゼーション

障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す理念。

は 行

◆保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。(法第19条)

【参考】認定区分

- ・1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども
- ・2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
- ・3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）

や 行

◆幼保連携型認定こども園

学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる（株式会社等の参入は不可）。（認定こども園法第2条）

※ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育を言い、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育を言う。

わ 行

◆ワーク・ライフ・バランス

やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方。仕事と生活の調和。仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動を自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

第2期

守谷市子ども・子育て支援事業計画

発 行 令和 年 月

茨城県守谷市

企画・編集 守谷市役所 児童福祉課

〒302-0198 茨城県守谷市大柏950番地の1

T E L (0297) 45-1111 (代表)

F A X (0297) 45-6527

<http://www.city.moriya.ibaraki.jp/>